

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年3月8日
【発行者名】	日興アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 ビリー・ウェード・ワイルダー
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【事務連絡者氏名】	犬伏 貴民
【電話番号】	03-6447-6147
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	公社債投信4月号
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	募集額 上限1兆円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

## (1) 【ファンドの名称】

公社債投信4月号（以下「ファンド」といいます。）

## (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・格付は取得しておりません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

## (3) 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

## (4) 【発行（売出）価格】

決算日（取得申込受付日）の基準価額とします。

「決算日」は、原則として4月19日です。ただし、19日および20日のいずれかが休業日のときは、19日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち19日に最も近い日を決算日とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

## (5) 【申込手数料】

ありません。

## (6) 【申込単位】

販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

## (7) 【申込期間】

平成22年3月24日から平成22年4月19日までとします。

- ・追加設定は、毎年1回の決算日を取得申込受付日として、決算日の翌営業日に限定して行ないません。

## (8) 【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

## (9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を申込期間中の販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとして、
- ・申込期間における発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

## (10) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

## (11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

## (12) 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの目的

公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。

###### ファンドの基本的性格

##### 1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信		内外
	その他資産 ( )	
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

###### 追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

###### 国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

###### 債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## 2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般	年1回	グローバル	
大型株 中小型株	年2回	日本	
	年4回	北米	
債券			ファミリーファンド
一般	年6回 (隔月)	欧州	
公債		アジア	
社債		オセアニア	
その他債券 クレジット属性 ( )	年12回 (毎月)		
不動産投信	日々	中南米	
	その他 ( )	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ
その他資産 (投資信託証券(債券一般))		中近東 (中東)	
資産複合 ( )		エマージング	
資産配分固定型 資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産（投資信託証券（債券 一般））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券に投資を行いません。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「債券」に分類されます。

年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

上記は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

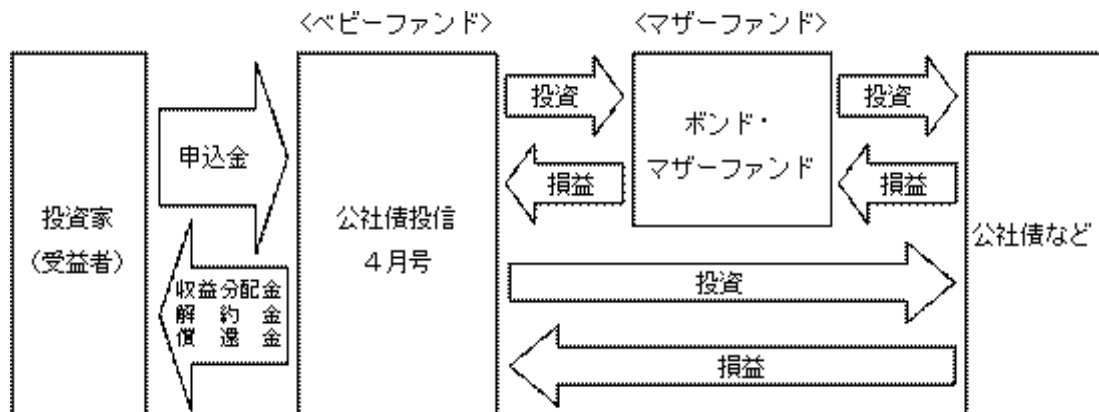
## ファンドの特色

### 1) 公社債で運用します。

- ・ 国債、地方債、金融債、電力債などの公社債などに投資するとともに、ファミリーファンド方式で運用を行ない、公社債などを主要投資対象とする「ボンド・マザーファンド」受益証券にも投資します。
- ・ 原則として、残存1年以内の債券などを中心に投資を行なうことにより、元本の安全性を重視した運用を行ないます。
- ・ ただし、金融環境などの変化に弾力的に対応するため、残存1年超5年以内の債券に投資し、中長期的に元本の安全性に配慮し収益性を追求する運用を行なうこともあります。

### ファミリーファンド方式について

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンド受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



### 2) 基本運用スタンス

- ・ 元本の安全性を優先するとともに、高い流動性を維持した運用を行ないます。信用度が高く、残存期間の短い公社債および短期金融商品を中心に投資し、信託財産の安全性を優先した運用を行ないます。
- ・ 各種リスクをコントロールしつつ、より高い収益の獲得をめざします。金利リスク・信用リスクをコントロールしつつ、運用効率を高めるために最適と考えられるタイミングでの投資や、国債とその他の公社債との金利差を比較分析し、これに基づいた投資などを行ない、より高い収益の獲得をめざします。

### 3) 信託期間は無期限です。

- ・ 信託期間は無期限とします（昭和36年4月24日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。
- ・ ご換金は、販売会社でいつでもできます。

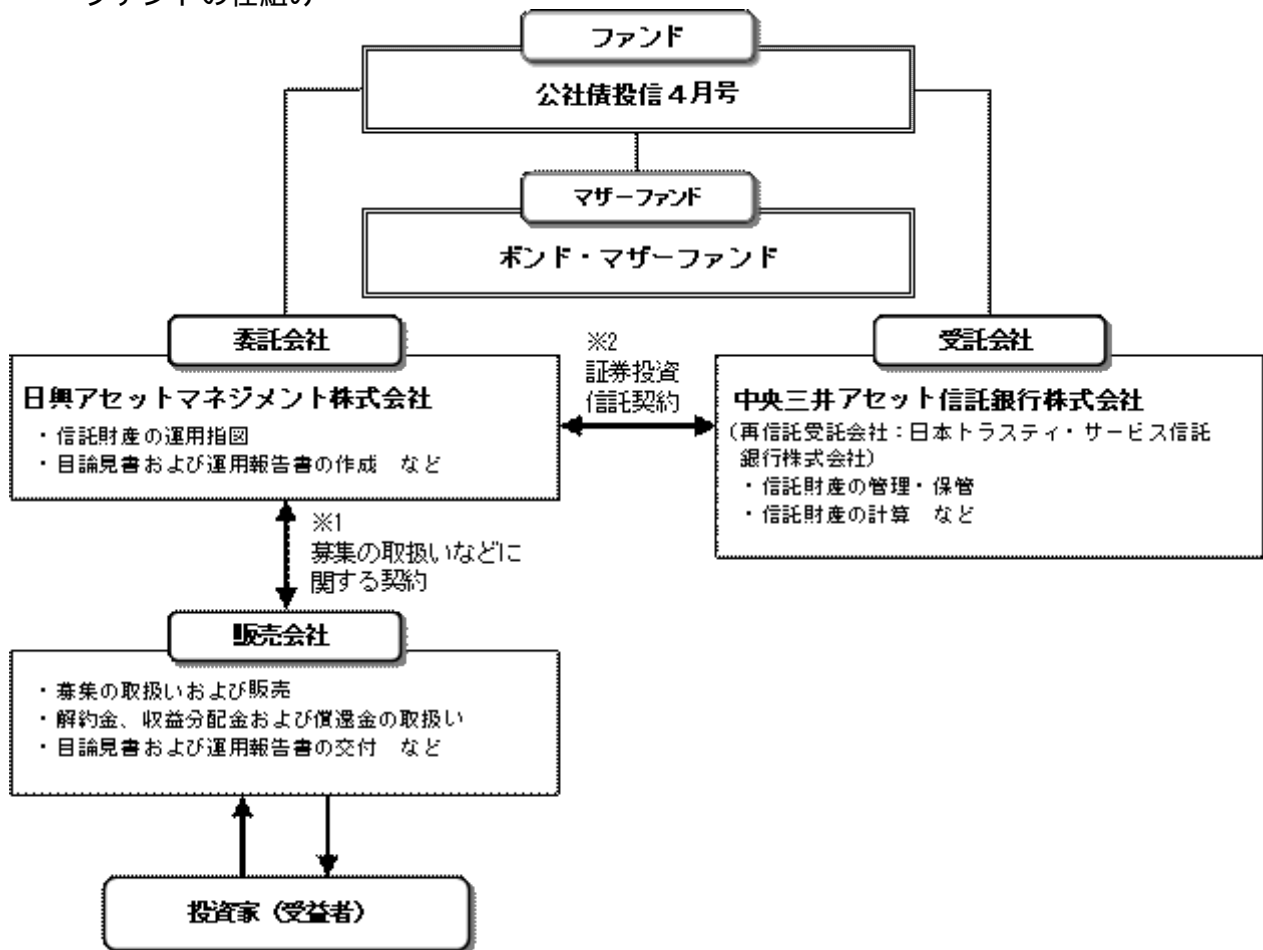
### 4) 公社債投信は12本のファンドで構成されています。

公社債投信は、公社債投信1月号から公社債投信12月号の12本のファンドで構成されています。

### 信託金限度額

- ・ 2,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの仕組み】  
ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

委託会社の概況（平成22年1月末現在）

- 1) 資本金  
17,363百万円
- 2) 沿革  
昭和34年：日興証券投資信託委託株式会社として設立  
平成11年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更
- 3) 大株主の状況

名称	住所	所有株数	所有比率
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪府中央区北浜四丁目5番33号	194,152,500株	98.54%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

「ボンド・マザーファンド」受益証券ならびにわが国の国債および地方債、金融債、電力債を組入れの中心として、安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

### (2)【投資対象】

#### < 公社債投信 4月号 >

「ボンド・マザーファンド」受益証券ならびにわが国の国債およびその他の公社債を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券（株券、出資証券ならびにこれらと同等の性質を有する証券等を除きます。）
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条の3および第18条の8に定めるものに限ります。）

3) 金銭債権

4) 約束手形

5) 為替手形

主として「ボンド・マザーファンド」受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

1) 国債証券

2) 地方債証券

3) 特別の法律により法人の発行する債券

4) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）に限ります。）

5) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

6) コマーシャル・ペーパー

7) 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、1)～6)の証券の性質を有するもの

8) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）で投資法人債券に類する証券

9) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

10) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

次の取引ができます。

1) 先物取引等

2) スワップ取引

3) 有価証券の貸付

4) 資金の借入

#### < ボンド・マザーファンド >

わが国の国債およびその他の公社債を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 有価証券（株券、出資証券ならびにこれらと同等の性質を有する証券等を除きます。）

2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第13条および第14条に定めるものに限ります。）

3) 金銭債権

4) 約束手形

5) 為替手形

主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- 1) 国債証券
- 2) 地方債証券
- 3) 特別の法律により法人の発行する債券
- 4) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)に限りです。)
- 5) 特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 6) コマーシャル・ペーパー
- 7) 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、1)~6)の証券の性質を有するもの
- 8) 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。)または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)で投資法人債券に類する証券
- 9) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りです。)
- 10) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの  
次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することができます。
  - 1) 預金
  - 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  - 3) コール・ローン
  - 4) 手形割引市場において売買される手形
  - 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの次の取引ができます。
  - 1) 先物取引等
  - 2) スワップ取引
  - 3) 有価証券の貸付

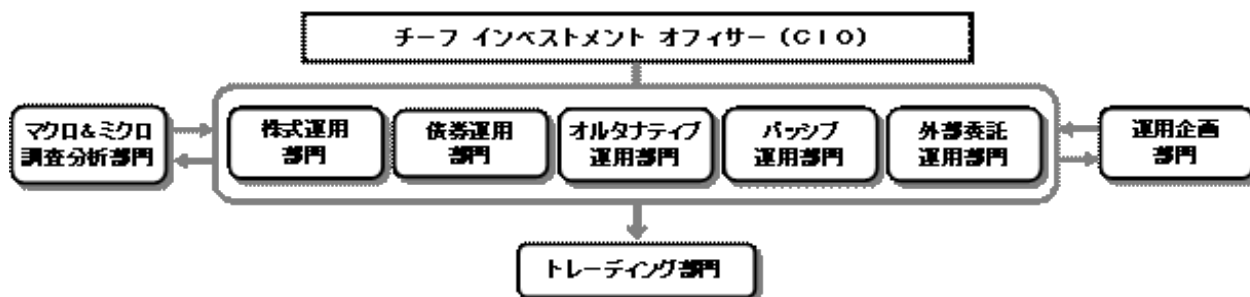


投資対象とするマザーファンドの概要  
 < ボンド・マザーファンド >

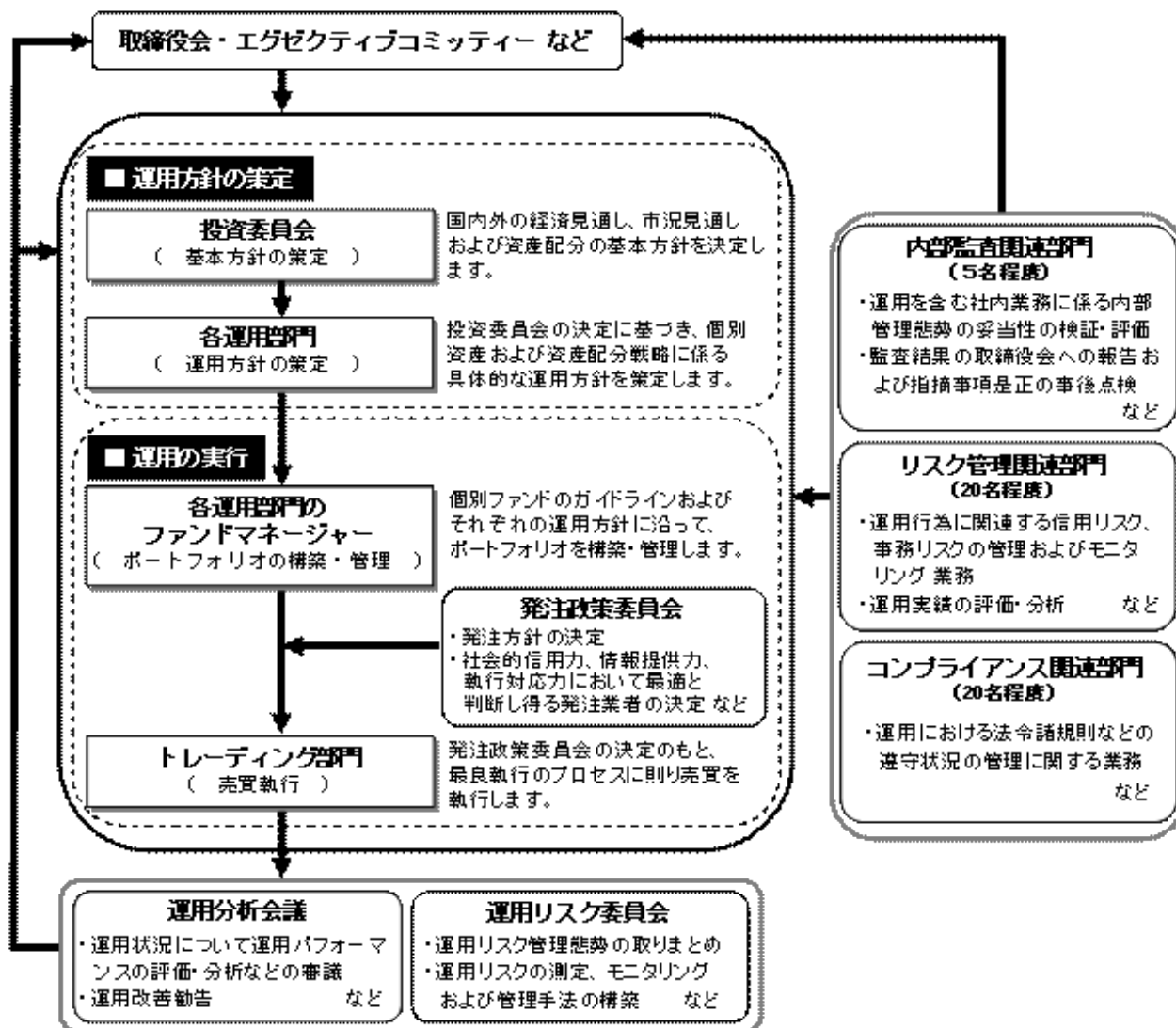
運用の基本方針	
基本方針	公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の国債およびその他の公社債を主要投資対象とします。
投資方針	わが国の国債および地方債、金融債、電力債を組入れの中心として、安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。</li> <li>・外貨建資産への投資は行ないません。</li> </ul>
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社
信託期間	無期限（平成12年11月27日設定）
決算日	毎年11月19日 （19日および20日のいずれかが休業日のときは、19日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち19日に最も近い日を決算日とします。）

## (3) 【運用体制】

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



#### 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

上記体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## (4) 【分配方針】

## 収益分配方針

- ・ 毎決算時に、運用収益（純資産総額の元本超過額）の全額を収益分配金に充当します。
- ・ ただし、決算日に純資産総額が信託財産の元本の額（1万口当たり1万円とします。）の総額（以下「元本総額」といいます。）を超過していない場合には、翌期以降の決算日に超過するまで分配は行ないません。つまり、決算日の基準価額が1万口当たり1万円以下の場合には、収益分配は行ないません。

## 収益分配金の支払い

## &lt; 分配金再投資コース &gt;

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に再投資されます。

## &lt; 分配金受取りコース &gt;

毎計算期間終了日後10日以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

## (5) 【投資制限】

## 約款に定める投資制限

## &lt; 公社債投信4月号 &gt;

- 1) 株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。
- 2) 外貨建資産への投資は行ないません。
- 3) 信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券先物取引および有価証券指数等先物取引と類似の取引を次の範囲で行なうことができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。
  - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
  - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第18条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
  - ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付は、約款で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 4) 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことができます。
  - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第18条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されるものをいいます。）の時価総額の範囲内とします。
  - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第18条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
  - ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ約款で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 5) 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことができます。
  - イ) スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
  - ロ) スワップ取引にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

- 八) 口) においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 6) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を貸付することができます。公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 7) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て(解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
- イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
- ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
- 八) 借入れを行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
- 二) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

#### < ボンド・マザーファンド >

- 1) 株式(新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。)への投資は行ないません。
- 2) 外貨建資産への投資は行ないません。
- 3) 信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券先物取引および有価証券指数等先物取引と類似の取引を次の範囲で行なうことができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。
- イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
- ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第11条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付は、約款で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 4) 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことができます。
- イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第11条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されるものをいいます。)の時価総額の範囲内とします。
- ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第11条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ

約款で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

- 5) 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なる受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことができます。
  - イ) スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
  - ロ) スワップ取引にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 6) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を貸付することができます。公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

### 3【投資リスク】

#### (1) ファンドのリスク

- ・当ファンド（マザーファンドを含みます。）は、主に債券など値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。
- ・当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ・信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。取得申込者は、ファンドの投資目的およびリスク要因を十分に認識することが求められます。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

#### 価格変動リスク

一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動は、残存期間・発行条件などによりばらつきがあります。

#### 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

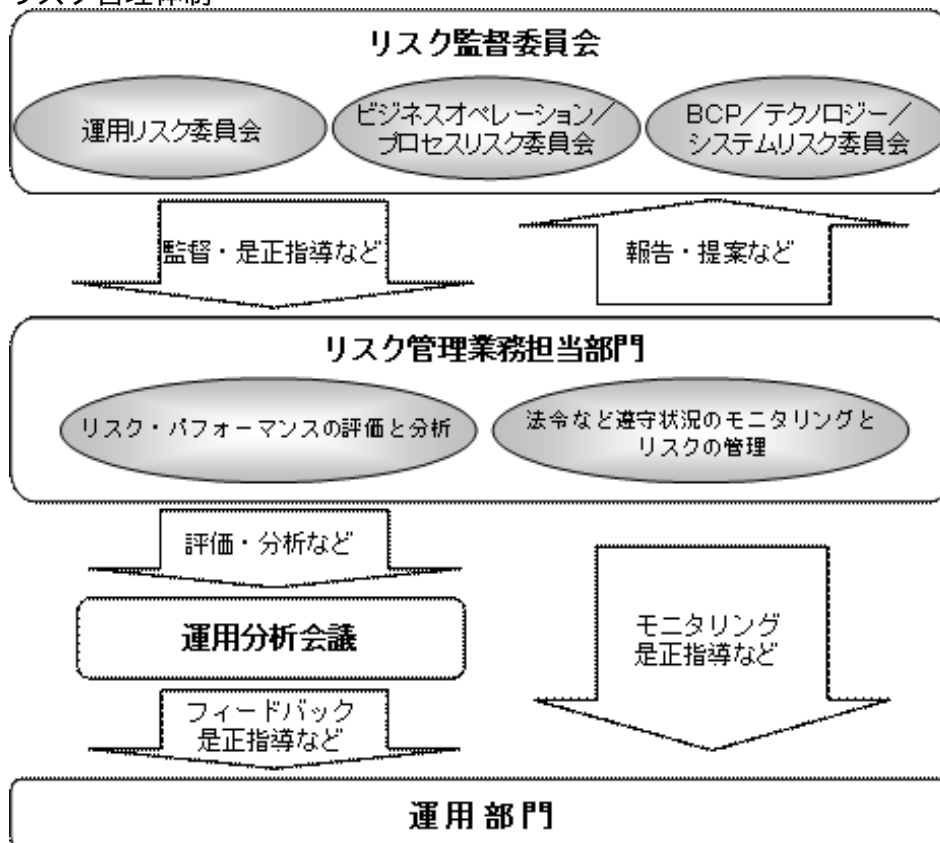
#### 信用リスク

一般に公社債および短期金融資産にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格は下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

#### <その他の留意事項>

- ・システムリスク・市場リスクなどに関する事項  
証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に取得・換金ができなくなることもあります。
- ・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項  
一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有証券を大量に売却することがあります。その際に基準価額が大きく変動する可能性があります。
- ・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項  
ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

## ( 2 ) リスク管理体制



## 全体的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスクマネジメント部を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況およびリスク管理状況については、リスクマネジメント部が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。本委員会およびその部門別委員会においては、各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重大なリスクの洗い出し、より予防的なリスクの軽減に繋がる施策、管理手法の構築などに努めております。

## リスク・パフォーマンスの評価と分析

ファンド財産について運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク運営状況のモニタリングを行ないます。運用パフォーマンスおよびリスクに係る評価と分析の結果を運用分析会議に報告し、問題点については運用部門に原因の究明と是正指導を行ないます。

## 法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理

法令・諸規則、信託約款などの遵守状況とリスク管理状況のモニタリングを行ないます。その結果についてはリスク監督委員会、あるいはその部門別委員会へ報告され運用部門に是正指導を行なうなど、適切に管理・監督を行ないます。

上記体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

ありません。

## (2)【換金（解約）手数料】

換金手数料

換金時に、下記の換金手数料が換金額から差し引かれます。

昭和37年4月20日以前の取得分の換金

..... 1万口につき 26円25銭（税抜25円）

昭和37年4月21日以降、平成13年4月19日以前の取得分の換金

..... 1万口につき 105円（税抜100円）

平成13年4月20日以降、平成14年4月22日以前の取得分の換金

..... 1万口につき 10円50銭（税抜10円）

平成14年4月23日以降の取得分（平成14年4月号からの新規設定分）の換金

..... 1万口につき 2円10銭（税抜2円）

ただし、販売会社にやむを得ない事情があるとき（販売会社が委託会社に申し出た場合に限ります。）は、解約請求の場合に換金手数料を徴収しないことができます。

信託財産留保額

ありません。

## (3)【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の元本総額に対し、年0.707%以内の率で、原則として次に定める信託報酬率を乗じて得た額とします。信託報酬率は直前10営業日間における基準価額（1万口当たり銭位未満を四捨五入した額とします。）の年換算騰落率に応じて次に掲げる範囲内の率とします。

信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。

年換算騰落率	信託報酬率（年率）			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
7%超の場合	0.7070%	0.1950%	0.4620%	0.0500%
6%超 7%以下の場合	0.6464%	0.1783%	0.4224%	0.0457%
5%超 6%以下の場合	0.5427%	0.1497%	0.3546%	0.0384%
4%超 5%以下の場合	0.4393%	0.1211%	0.2871%	0.0311%
0.40%超 4%以下の場合	0.4000%	0.1103%	0.2614%	0.0283%
0.35%超 0.40%以下の場合	0.3500%	0.0965%	0.2287%	0.0248%
0.30%超 0.35%以下の場合	0.3000%	0.0828%	0.1960%	0.0212%
0.25%超 0.30%以下の場合	0.2500%	0.0689%	0.1634%	0.0177%
0.20%超 0.25%以下の場合	0.2000%	0.0552%	0.1307%	0.0141%
0.15%超 0.20%以下の場合	0.1500%	0.0414%	0.0980%	0.0106%
0.14%超 0.15%以下の場合	0.1000%	0.0276%	0.0653%	0.0071%
0.13%超 0.14%以下の場合	0.0840%	0.0232%	0.0549%	0.0059%
0.12%超 0.13%以下の場合	0.0680%	0.0188%	0.0444%	0.0048%
0.11%超 0.12%以下の場合	0.0520%	0.0143%	0.0340%	0.0037%
0.10%超 0.11%以下の場合	0.0360%	0.0100%	0.0235%	0.0025%
0.09%超 0.10%以下の場合	0.0200%	0.0055%	0.0131%	0.0014%
0.08%超 0.09%以下の場合	0.0180%	0.0049%	0.0118%	0.0013%
0.07%超 0.08%以下の場合	0.0160%	0.0044%	0.0105%	0.0011%
0.06%超 0.07%以下の場合	0.0140%	0.0039%	0.0091%	0.0010%
0.05%超 0.06%以下の場合	0.0120%	0.0034%	0.0078%	0.0008%
0.05%以下の場合	0.0100%	0.0028%	0.0065%	0.0007%

販売会社への配分には消費税等相当額を含みます。

支払時期

信託報酬（販売会社への配分には消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末および信託終了のときに、信託財産から支払います。

## (4)【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要



する費用。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（日々、計上されます。）。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

< 投資対象とするマザーファンドに係る費用 >

- ・ 組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・ 信託事務の処理に要する諸費用
- ・ 信託財産に関する租税 など

\* 監査費用、売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

( 5 ) 【課税上の取扱い】

個人受益者の場合

1 ) 収益分配金の取扱い

収益分配金が課税対象であり、20%（所得税15%、地方税5%）の源泉分離課税となります。

2 ) 償還金・解約金の取扱い

個別元本超過額が課税対象であり、20%（所得税15%、地方税5%）の源泉分離課税となります。

3 ) 財形貯蓄制度の取扱い

・ 財形貯蓄制度（「財形住宅貯蓄」および「財形年金貯蓄」に限ります。）をご利用の場合、お一人につき元金550万円（既に利用している場合は、その金額を差し引いた額）までについて上記の税金はかかりません。ただし、住宅の取得などもしくは年金の受取りの目的以外で受益者が払戻しされる場合には、当該受益者が換金した時からさかのぼって過去5年間に支払われた当該受益者にかかる収益分配金に対して20%が追徴課税されます。

・ ただし、販売会社によっては、ご利用になれない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

4 ) マル優制度の取扱い

・ マル優制度（少額貯蓄非課税制度）をご利用の場合、お一人につき元金350万円（既に利用している場合は、その金額を差し引いた額）までについて上記の税金はかかりません。

・ ただし、販売会社によっては、ご利用になれない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

・ 各受益者の買付時の基準価額が個別元本になります。

・ 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

## 5【運用状況】

以下の運用状況は平成21年12月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (1)【投資状況】

投資資産の種類	時価(千円)	投資比率(%)
地方債証券	504,543	5.50
日本	504,543	5.50
特殊債券	1,704,117	18.59
日本	1,704,117	18.59
社債券	1,403,920	15.32
日本	1,003,791	10.95
シンガポール	200,000	2.18
アメリカ	100,128	1.09
イギリス	100,000	1.09
親投資信託受益証券	3,859,309	42.10
日本	3,859,309	42.10
現先取引勘定	999,828	10.91
日本	999,828	10.91
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	695,241	7.58
純資産総額	9,166,962	100.00

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ 評価額上位銘柄明細

## &lt; 地方債証券・特殊債券・社債券 &gt;

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	利率(%) 償還期限	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
日本円 日本	社債券 -	豊田自動織機(社債間限定同順位特約付) 9回	1.91000 2010-07-19	200,000,000	100.84 100.84	201,675,435 201,675,435	2.20
日本円 日本	社債券 -	日本たばこ産業 2回	1.34000 2010-07-23	200,000,000	100.58 100.58	201,163,463 201,163,463	2.19
日本円 日本	特殊債券 -	日本学生支援債券(財投機関債) 第5回	0.90000 2010-09-17	200,000,000	100.43 100.43	200,859,027 200,859,027	2.19
日本円 日本	社債券 -	Mizuho Securities Co., Ltd.	0.57000 2010-08-26	200,000,000	100.00 100.00	200,000,000 200,000,000	2.18
日本円 日本	地方債証券 -	東京都公募公債 第5 6 8回	1.80000 2010-12-24	100,000,000	101.53 101.53	101,533,645 101,533,645	1.11
日本円 日本	地方債証券 -	東京都公募公債 5 6 7回	1.90000 2010-11-25	100,000,000	101.48 101.48	101,476,391 101,476,391	1.11
日本円 日本	地方債証券 -	東京都公募公債 5 6 3回	1.80000 2010-07-23	100,000,000	100.84 100.84	100,839,618 100,839,618	1.10
日本円 日本	社債券 -	東京電力 4 7 1回	1.82500 2010-06-15	100,000,000	100.69 100.69	100,694,268 100,694,268	1.10
日本円 日本	特殊債券 -	利附しんきん中金債券(5年) 利附第1 9 2回	1.00000 2010-11-26	100,000,000	100.66 100.66	100,655,560 100,655,560	1.10
日本円 日本	地方債証券 -	東京都公募公債 5 6 1回	1.80000 2010-05-25	100,000,000	100.61 100.61	100,605,632 100,605,632	1.10
日本円 日本	特殊債券 -	利附しんきん中金債券(5年) 利附第1 9 1回	0.90000 2010-10-27	100,000,000	100.52 100.52	100,517,840 100,517,840	1.10
日本円 日本	特殊債券 -	福祉医療機構債券(財投機関債) 第1 3回	1.25000 2010-06-18	100,000,000	100.41 100.41	100,407,370 100,407,370	1.10
日本円 日本	特殊債券 -	は号特別道路債券 は号特別第1 3 3回	1.90000 2010-03-26	100,000,000	100.37 100.37	100,373,948 100,373,948	1.09
日本円 日本	特殊債券 -	利附しんきん中金債券(5年) 利附第1 9 0回	0.65000 2010-09-27	100,000,000	100.28 100.28	100,283,712 100,283,712	1.09
日本円 日本	社債券 -	三菱東京UFJ銀行(特定社債間限定同順位 特約付) 8 0回	0.64000 2010-09-15	100,000,000	100.24 100.24	100,236,312 100,236,312	1.09
日本円 日本	特殊債券 -	政府保証道路債券 政府保証第3 0 7回	1.70000 2010-02-25	100,000,000	100.20 100.20	100,202,014 100,202,014	1.09
日本円 日本	特殊債券 -	利附商工債券(3年) 利附第8 7号	1.10000 2010-04-27	100,000,000	100.20 100.20	100,200,810 100,200,810	1.09
日本円 日本	特殊債券 -	道路債券(財投機関債) 第4 0回	0.70000 2010-06-21	100,000,000	100.17 100.17	100,173,000 100,173,000	1.09
日本円 アメリカ	社債券 -	TOYOTA MOTOR CREDIT CORPORATION	0.55000 2010-06-30	100,000,000	100.13 100.13	100,128,936 100,128,936	1.09
日本円 日本	特殊債券 -	国民生活債券(財投機関債) 第1 8回	0.63000 2010-06-18	100,000,000	100.13 100.13	100,128,112 100,128,112	1.09
日本円 日本	特殊債券 -	利附商工債券(3年) 利附第8 6号	1.05000 2010-03-26	100,000,000	100.09 100.09	100,089,352 100,089,352	1.09

日本円 日本	地方債証券 -	東京都公募公債 18回	0.66000 2010-03-19	100,000,000	100.09 100.09	100,088,288 100,088,288	1.09
日本円 日本	特殊債券 -	国民生活債券(財投機関債) 第17回	0.63000 2010-03-19	100,000,000	100.08 100.08	100,081,704 100,081,704	1.09
日本円 日本	特殊債券 -	みずほコーポレート銀行債券(5年) 利附 い第670号	0.60000 2010-05-27	100,000,000	100.05 100.05	100,047,763 100,047,763	1.09
日本円 日本	特殊債券 -	利附商工債券(5年) 利附い第661号	0.55000 2010-06-25	100,000,000	100.04 100.04	100,042,502 100,042,502	1.09
日本円 日本	特殊債券 -	利附しんきん中金債券(5年) 利附第18 3回	0.65000 2010-02-26	100,000,000	100.03 100.03	100,029,628 100,029,628	1.09
日本円 日本	特殊債券 -	みずほコーポレート銀行債券(5年) 利附 い第667号	0.65000 2010-02-26	100,000,000	100.03 100.03	100,025,600 100,025,600	1.09
日本円 日本	社債券 -	三井住友銀行(社債間限定同順位特約付) 29回	0.66000 2010-01-20	100,000,000	100.02 100.02	100,022,500 100,022,500	1.09
日本円 イギリス	社債券 -	Mitsubishi Corporation Finance PLC	0.31000 2010-03-09	100,000,000	100.00 100.00	100,000,000 100,000,000	1.09
日本円 日本	社債券 -	Mitsubishi UFJ Lease & Finance Company Limited	0.70000 2010-09-02	100,000,000	100.00 100.00	100,000,000 100,000,000	1.09
日本円 シンガポール	社債券 -	Sumitomo Corporation Capital Asia Pte.Ltd.	0.30000 2010-04-30	100,000,000	100.00 100.00	100,000,000 100,000,000	1.09
日本円 シンガポール	社債券 -	Sumitomo Corporation Capital Asia Pte.Ltd.	0.43000 2010-08-05	100,000,000	100.00 100.00	100,000,000 100,000,000	1.09

## &lt; 親投資信託受益証券 &gt;

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
日本円 日本	親投資信託受益証券 -	ボンド・マザーファンド	3,746,539,104	1.0273 1.0301	3,848,881,807 3,859,309,931	42.10

## □ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率(%)
地方債証券	5.50
特殊債券	18.59
社債券	15.32
親投資信託受益証券	42.10
合計	81.51

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】  
【純資産の推移】

期別	1口当たりの純資産額（円）		純資産総額（百万円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第39計算期間末（2000年4月19日）	1.0000	1.011000	88,100	89,069
第40計算期間末（2001年4月19日）	1.0000	1.016000	74,904	76,103
第41計算期間末（2002年4月22日）	1.0000	1.003548	43,968	44,124
第42計算期間末（2003年4月21日）	1.0000	1.001194	33,086	33,125
第43計算期間末（2004年4月19日）	1.0000	1.001063	24,735	24,762
第44計算期間末（2005年4月19日）	1.0000	1.000885	19,339	19,356
第45計算期間末（2006年4月19日）	1.0000	1.000738	13,992	14,002
第46計算期間末（2007年4月19日）	1.0000	1.002191	11,456	11,481
第47計算期間末（2008年4月21日）	1.0000	1.003850	10,092	10,130
第48計算期間末（2009年4月20日）	1.0000	1.003636	9,210	9,243
第49中間計算期間末（2009年10月20日）	1.0012	1.001200	9,333	9,333

	1口当たりの純資産額（円）	純資産総額（百万円）
2008年12月末日	1.0027	9,779
2009年1月末日	1.0030	9,629
2009年2月末日	1.0032	9,495
2009年3月末日	1.0035	9,322
2009年4月末日	1.0001	9,695
2009年5月末日	1.0003	9,633
2009年6月末日	1.0005	9,559
2009年7月末日	1.0007	9,490
2009年8月末日	1.0009	9,427
2009年9月末日	1.0010	9,369
2009年10月末日	1.0012	9,305
2009年11月末日	1.0014	9,247
2009年12月末日	1.0015	9,166

## 【分配の推移】

	1口当たり税込み分配金（円）
第39計算期間（1999年4月20日～2000年4月19日）	0.011000
第40計算期間（2000年4月20日～2001年4月19日）	0.016000
第41計算期間（2001年4月20日～2002年4月22日）	0.003548
第42計算期間（2002年4月23日～2003年4月21日）	0.001194
第43計算期間（2003年4月22日～2004年4月19日）	0.001063
第44計算期間（2004年4月20日～2005年4月19日）	0.000885
第45計算期間（2005年4月20日～2006年4月19日）	0.000738
第46計算期間（2006年4月20日～2007年4月19日）	0.002191
第47計算期間（2007年4月20日～2008年4月21日）	0.003850
第48計算期間（2008年4月22日～2009年4月20日）	0.003636
第49中間計算期間（2009年4月21日～2009年10月20日）	-

## 【収益率の推移】

	収益率（％）
第39計算期間（1999年4月20日～2000年4月19日）	1.10
第40計算期間（2000年4月20日～2001年4月19日）	1.60
第41計算期間（2001年4月20日～2002年4月22日）	0.35
第42計算期間（2002年4月23日～2003年4月21日）	0.12
第43計算期間（2003年4月22日～2004年4月19日）	0.11
第44計算期間（2004年4月20日～2005年4月19日）	0.09
第45計算期間（2005年4月20日～2006年4月19日）	0.07
第46計算期間（2006年4月20日～2007年4月19日）	0.22
第47計算期間（2007年4月20日～2008年4月21日）	0.39
第48計算期間（2008年4月22日～2009年4月20日）	0.36
第49中間計算期間（2009年4月21日～2009年10月20日）	0.12

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額、以下、「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## (参考) ボンド・マザーファンド

以下の運用状況は平成21年12月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (1) 投資状況

投資資産の種類	時価(千円)	投資比率(%)
国債証券	13,052,858	21.96
└ 日本	13,052,858	21.96
地方債証券	2,110,417	3.55
└ 日本	2,110,417	3.55
特殊債券	13,956,317	23.49
└ 日本	13,956,317	23.49
社債券	25,575,993	43.04
└ 日本	19,699,634	33.15
└ アメリカ	3,076,358	5.18
└ シンガポール	1,800,000	3.03
└ イギリス	1,000,000	1.68
現先取引勘定	3,999,433	6.73
└ 日本	3,999,433	6.73
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	731,291	1.23
純資産総額	59,426,311	100.00

## (2) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ 評価額上位銘柄明細

## &lt; 国債証券・地方債証券・特殊債券・社債券 &gt;

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	利率(%) 償還期限	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
日本円 アメリカ	社債券 -	TOYOTA MOTOR CREDIT CORPORATION	0.55000 2010-06-30	3,076,000,000	100.01 100.01	3,076,358,704 3,076,358,704	5.18
日本円 日本	社債券 -	関西電力 4 2 1 回	1.92000 2010-06-21	2,200,000,000	100.74 100.74	2,216,260,011 2,216,260,011	3.73
日本円 日本	国債証券 -	利付国庫債券(10年)第225回	1.90000 2010-12-20	2,000,000,000	101.68 101.68	2,033,690,600 2,033,690,600	3.42
日本円 日本	国債証券 -	利付国庫債券(2年)第274回	0.60000 2010-11-15	2,000,000,000	100.36 100.36	2,007,193,532 2,007,193,532	3.38
日本円 日本	国債証券 -	利付国庫債券(2年)第266回	0.60000 2010-03-15	2,000,000,000	100.06 100.06	2,001,170,478 2,001,170,478	3.37
日本円 日本	国債証券 -	国庫短期証券第62回	- 2010-10-20	2,000,000,000	99.86 99.86	1,997,104,460 1,997,104,460	3.36
日本円 日本	社債券 -	日本たばこ産業 2 回	1.34000 2010-07-23	1,900,000,000	100.58 100.58	1,911,088,700 1,911,088,700	3.22
日本円 日本	特殊債券 -	ほ号特別鉄道建設債券 ほ号特別第186回	1.80000 2010-01-27	1,500,000,000	100.10 100.10	1,501,552,080 1,501,552,080	2.53
日本円 日本	社債券 -	西日本旅客鉄道 4 回	2.50000 2010-02-02	1,327,000,000	100.18 100.18	1,329,430,668 1,329,430,668	2.24
日本円 日本	特殊債券 -	ろ号特別阪神高速道路債券 ろ号特別第29回	1.80000 2010-06-21	1,230,000,000	100.66 100.66	1,238,089,790 1,238,089,790	2.08
日本円 日本	特殊債券 -	利附商工債券(5年)利附第659号	0.65000 2010-04-27	1,100,000,000	100.06 100.06	1,100,627,845 1,100,627,845	1.85
日本円 日本	社債券 -	三菱重工業(社債間限定同順位特約付)14回	0.63000 2010-01-29	1,100,000,000	100.01 100.01	1,100,143,696 1,100,143,696	1.85
日本円 日本	国債証券 -	利付国庫債券(10年)第224回	1.80000 2010-09-20	1,000,000,000	101.16 101.16	1,011,634,060 1,011,634,060	1.70
日本円 日本	国債証券 -	利付国庫債券(2年)第267回	0.60000 2010-04-15	1,000,000,000	100.10 100.10	1,000,972,704 1,000,972,704	1.68
日本円 日本	特殊債券 -	中小企業債券(財投機関債)第18回	0.51000 2010-06-21	1,000,000,000	100.09 100.09	1,000,862,660 1,000,862,660	1.68
日本円 日本	特殊債券 -	利附商工債券(1年)利附第23号	0.62000 2010-05-14	1,000,000,000	100.05 100.05	1,000,474,384 1,000,474,384	1.68
日本円 日本	国債証券 -	利付国庫債券(2年)第265回	0.50000 2010-02-15	1,000,000,000	100.02 100.02	1,000,202,976 1,000,202,976	1.68
日本円 日本	社債券 -	三井住友銀行(社債間限定同順位特約付)29回	0.66000 2010-01-20	1,000,000,000	100.01 100.01	1,000,086,520 1,000,086,520	1.68
日本円 イギリス	社債券 -	Mitsubishi Corporation Finance PLC	0.31000 2010-03-10	1,000,000,000	100.00 100.00	1,000,000,000 1,000,000,000	1.68
日本円 シンガポール	社債券 -	Sumitomo Corporation Capital Asia Pte. Ltd.	0.35000 2010-04-19	1,000,000,000	100.00 100.00	1,000,000,000 1,000,000,000	1.68
日本円 日本	国債証券 -	国庫短期証券第59回	- 2010-04-12	1,000,000,000	99.95 99.95	999,543,424 999,543,424	1.68
日本円 日本	社債券 -	三井住友銀行(社債間限定同順位特約付)34回	0.86000 2010-10-20	900,000,000	100.45 100.45	904,065,332 904,065,332	1.52

日本円 日本	社債券 -	東京交通債券 3 3 6 回	2.00000 2010-11-30	800,000,000	101.61 101.61	812,892,022 812,892,022	1.37
日本円 日本	社債券 -	ジェイ エフ イー ホールディングス( J F E スチール(株)保証付) 1 回	1.00000 2010-07-30	800,000,000	100.32 100.32	802,599,222 802,599,222	1.35
日本円 日本	社債券 -	ブリヂストン(社債間限定同順位特約付) 3 回	0.59000 2010-05-07	800,000,000	100.04 100.04	800,302,212 800,302,212	1.35
日本円 日本	社債券 -	Mitsubishi UFJ Lease & Finance Company Limited	0.70000 2010-09-02	800,000,000	100.00 100.00	800,000,000 800,000,000	1.35
日本円 シンガポール	社債券 -	Sumitomo Corporation Capital Asia Pte. Ltd.	0.43000 2010-08-05	800,000,000	100.00 100.00	800,000,000 800,000,000	1.35
日本円 日本	特殊債券 -	政府保証道路債券 政府保証第 3 0 7 回	1.70000 2010-02-25	771,000,000	100.20 100.20	772,557,386 772,557,386	1.30
日本円 日本	社債券 -	住友電装(社債間限定同順位特約付) 1 9 回	0.97000 2010-12-14	700,000,000	100.62 100.62	704,348,360 704,348,360	1.19
日本円 日本	地方債証券 -	東京都公債 第 7 2 5 回	1.90000 2010-03-25	700,000,000	100.36 100.36	702,489,660 702,489,660	1.18

#### □ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率(%)
国債証券	21.96
地方債証券	3.55
特殊債券	23.49
社債券	43.04
合計	92.04

投資不動産物件  
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの  
該当事項はありません。

## 6【手続等の概要】

## (1) 申込（販売）手続等

## 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

## コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

## ＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

## ＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

## 申込みの受付

- ・年1回の決算日（原則として4月19日）を取得申込受付日として、決算日の翌営業日に限定して追加設定を行いません。
- ・取得の申込みは、平成22年3月24日から平成22年4月19日までの販売会社の営業日に受け付けます。

## 申込制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうために、取得の申込みには金額制限などを設ける場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## 申込金額

取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。

## 申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

## 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

## 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

## 財形貯蓄制度

- ・一定の要件に該当する場合は、財形貯蓄制度（勤労者財産形成貯蓄（財形貯蓄）、勤労者財産形成住宅貯蓄（財形住宅貯蓄）、勤労者財産形成年金貯蓄（財形年金貯蓄））をご利用になれます。
  - ・ただし、販売会社によっては、ご利用になれない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- 財形貯蓄制度は、「勤労者財産形成促進法」に基づいて設けられた勤労者を対象とした制度です。

## マル優制度

- ・一定の要件に該当する場合は、マル優制度（少額貯蓄非課税制度）をご利用になれます。
- ・ただし、販売会社によっては、ご利用になれない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## (2) 換金（解約）手続等

## ＜解約請求による換金＞

## 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

## 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## 解約手数料

解約時に、下記の解約手数料がかかります。

昭和37年4月20日以前の取得分の解約

..... 1万口につき 26円25銭（税抜25円）

昭和37年4月21日以降、平成13年4月19日以前の取得分の解約

..... 1万口につき 105円（税抜100円）

平成13年4月20日以降、平成14年4月22日以前の取得分の解約

..... 1万口につき 10円50銭（税抜10円）

平成14年4月23日以降の取得分（平成14年4月号からの新規設定分）の解約

..... 1万口につき 2円10銭（税抜2円）



ただし、販売会社にやむを得ない事情があるとき(販売会社が委託会社に申し出た場合に限り  
ます。)は、解約手数料を徴収しないことができます。

#### 解約価額

解約請求受付日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

#### 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税(当該解約価額が受益者毎の個別元  
本を超過した額に対し20%)と解約手数料を差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳  
しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

#### 解約単位

<分配金再投資コース> 1口単位

<分配金受取りコース> 1万口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせ  
ください。

#### 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して4営業日目からお支払いします。

#### 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情が  
あるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消す  
ことができます。

### <買取請求による換金>

#### 買取りの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

#### 買取制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口  
の買取りには受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問  
い合わせください。

#### 買取手数料

買取時に、下記の買取手数料がかかります。

昭和37年4月20日以前の取得分の買取り

..... 1万口につき 26円25銭(税抜25円)

昭和37年4月21日以降、平成13年4月19日以前の取得分の買取り

..... 1万口につき 105円(税抜100円)

平成13年4月20日以降、平成14年4月22日以前の取得分の買取り

..... 1万口につき 10円50銭(税抜10円)

平成14年4月23日以降の取得分(平成14年4月号からの新規設定分)の買取り

..... 1万口につき 2円10銭(税抜2円)

#### 買取価額

買取請求受付日の基準価額から所得税および地方税相当額(当該基準価額が受益者毎の個別元  
本を超過した額に対し20%)を控除した価額とします。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳  
しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

#### 手取額

1口当たりの手取額は、買取価額から買取手数料を控除した金額となります。

#### 買取単位

<分配金再投資コース> 1口単位

<分配金受取りコース> 1万口単位

販売会社によっては、買取単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせ  
ください。

#### 受付の中止および取消

販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情が  
あるときは、委託会社との協議に基づいて買取りを中止すること、および既に受け付けた買取り  
を取り消すことができます。

## 7【管理及び運営の概要】

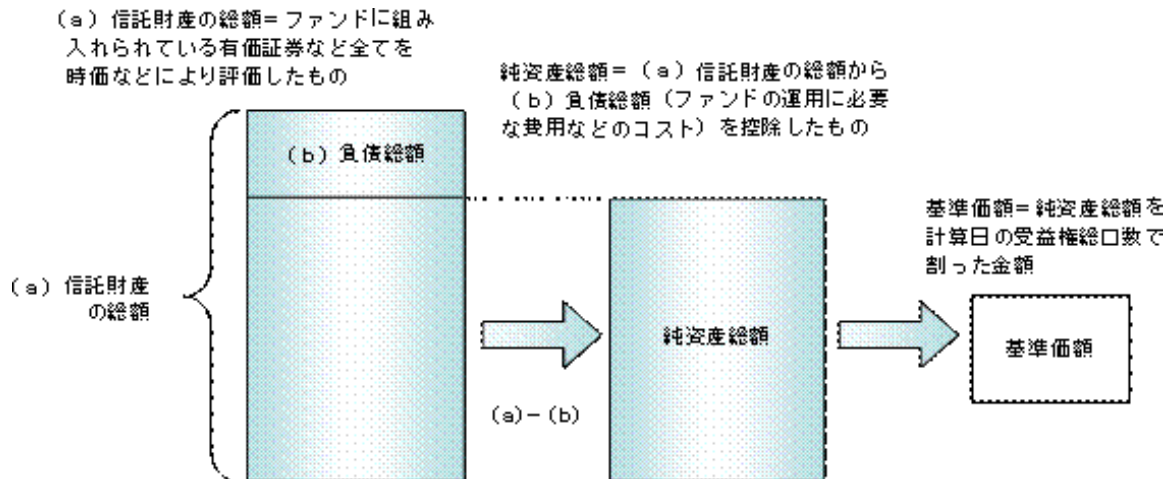
### (1) 資産管理等の概要

#### 資産の評価

#### 1) 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

#### < 基準価額算出の流れ >



#### 2) 有価証券などの評価基準

信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

#### < 主な資産の評価方法 >

##### マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

##### 国内公社債

原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。

- a) 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- b) 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）
- c) 価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

#### 信託期間

無期限とします（昭和36年4月24日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

#### 計算期間

毎年4月20日から翌年4月19日（19日および20日のいずれかが休業日のときは、19日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち19日に最も近い日）までとし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

#### その他

#### 1) 信託の終了（繰上償還）

イ) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

- a) 受益者の解約により受益権の口数が100億口を下回ることとなった場合
- b) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
- c) やむを得ない事情が発生したとき

ロ) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

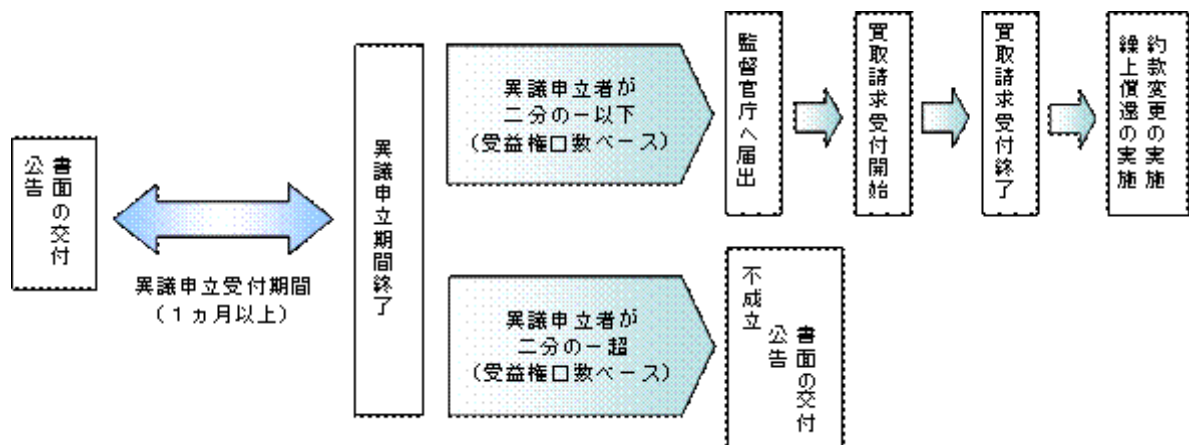
ハ) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）

ニ) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときなどには、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

ホ) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

- 2) 償還金について
- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
  - ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。
- 3) 信託約款の変更
- イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- ロ) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- ハ) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べるすることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 二) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。
- 4) 異議の申立て
- イ) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- ロ) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- ハ) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

< 繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ >



- 5) 公告  
公告は日本経済新聞に掲載します。
- 6) 運用報告書の作成  
委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けします。

(2) 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- ・ 収益分配金・償還金受領権
- ・ 解約請求権
- ・ 帳簿閲覧権

## 第2【財務ハイライト情報】

- (1) 以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」および「中間財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- (2) 「財務諸表」および「中間財務諸表」については、あらた監査法人による監査および中間監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書および中間監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」および「中間財務諸表」に添付されています。

## 公社債投信4月号

## 1【貸借対照表】

(単位：円)

科目	期別	第47期	第48期
		平成20年4月21日現在	平成21年4月20日現在
		金額	金額
<b>資産の部</b>			
流動資産			
預金		100,736,111	-
コール・ローン		1,473,550,204	188,572,665
国債証券		-	1,002,215,393
特殊債券		800,372,763	1,403,086,887
社債券		3,804,539,894	1,802,316,783
親投資信託受益証券		3,088,208,761	2,882,612,517
現先取引勘定		999,857,006	1,999,777,558
未収利息		13,485,577	13,584,679
前払費用		2,748,687	1,164,241
流動資産合計		10,283,499,003	9,293,330,723
資産合計		10,283,499,003	9,293,330,723
<b>負債の部</b>			
流動負債			
未払金		101,245,000	-
未払収益分配金		38,854,349	33,488,534
未払解約金		13,450,413	16,376,266
未払受託者報酬		2,664,970	2,329,381
未払委託者報酬		34,984,233	30,587,791
その他未払費用		256,005	276,515
流動負債合計		191,454,970	83,058,487
負債合計		191,454,970	83,058,487
<b>純資産の部</b>			
元本等			
元本		10,092,038,960	9,210,267,923
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金( )		5,073	4,313
元本等合計		10,092,044,033	9,210,272,236
純資産合計		10,092,044,033	9,210,272,236
負債純資産合計		10,283,499,003	9,293,330,723

## 2【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

科目	期別	第47期	第48期
		自平成19年4月20日 至平成20年4月21日	自平成20年4月22日 至平成21年4月20日
		金額	金額
営業収益			
受取利息		69,104,995	56,760,765
有価証券売買等損益		11,231,573	13,079,862
営業収益合計		80,336,568	69,840,627
営業費用			
受託者報酬		2,664,970	2,329,381
委託者報酬		34,984,233	30,587,791
その他費用		439,270	379,378
営業費用合計		38,088,473	33,296,550
営業利益		42,248,095	36,544,077
経常利益		42,248,095	36,544,077
当期純利益		42,248,095	36,544,077
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		-	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		9,055	5,073
剰余金増加額又は欠損金減少額		-	-
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額		3,397,728	3,056,303
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		3,397,728	3,056,303
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-	-
分配金		38,854,349	33,488,534
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		5,073	4,313

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期別 項目	第47期 自 平成19年4月20日 至 平成20年4月21日	第48期 自 平成20年4月22日 至 平成21年4月20日
	1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>特殊債券及び社債券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は金融商品取引所等が発表する基準値で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p>
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>当ファンドの計算期間は原則として、毎年4月20日から翌年4月19日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）もしくはその翌日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとしたしますので、当計算期間は平成19年4月20日から平成20年4月21日までとなっております。</p>	<p>当ファンドの計算期間は原則として、毎年4月20日から翌年4月19日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）もしくはその翌日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとしたしますので、当計算期間は平成20年4月22日から平成21年4月20日までとなっております。</p>

## 公社債投信 4月号

## 1 中間貸借対照表

（単位：円）

科目	期別	前中間計算期間末 平成20年10月21日現在	当中間計算期間末 平成21年10月20日現在
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		846,856,294	904,128,665
国債証券		-	600,585,627

地方債証券	-	402,490,036
特殊債券	1,571,532,153	1,803,584,828
社債券	2,701,732,184	803,285,084
親投資信託受益証券	3,963,862,353	3,826,760,941
現先取引勘定	999,110,381	999,820,000
未収利息	13,252,317	6,671,155
前払費用	1,375,824	645,996
流動資産合計	10,097,721,506	9,347,972,332
資産合計	10,097,721,506	9,347,972,332
負債の部		
流動負債		
未払解約金	10,698,759	4,978,114
未払受託者報酬	1,312,083	643,735
未払委託者報酬	17,224,940	8,465,888
その他未払費用	144,038	132,117
流動負債合計	29,379,820	14,219,854
負債合計	29,379,820	14,219,854
純資産の部		
元本等		
元本	10,048,159,930	9,322,796,624
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	20,181,756	10,955,854
元本等合計	10,068,341,686	9,333,752,478
純資産合計	10,068,341,686	9,333,752,478
負債純資産合計	10,097,721,506	9,347,972,332

## 2 中間損益及び剰余金計算書

(単位:円)

科目	期別	前中間計算期間 自平成20年4月22日 至平成20年10月21日	当中間計算期間 自平成21年4月21日 至平成21年10月20日
		金額	金額
営業収益			
受取利息		30,794,043	22,568,127
有価証券売買等損益		8,757,972	2,126,064
営業収益合計		39,552,015	20,442,063
営業費用			
受託者報酬		1,312,083	643,735
委託者報酬		17,224,940	8,465,888
その他費用		207,519	148,026
営業費用合計		18,744,542	9,257,649
営業利益		20,807,473	11,184,414
経常利益		20,807,473	11,184,414
中間純利益		20,807,473	11,184,414
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額		-	-
期首剰余金又は期首欠損金( )		5,073	4,313
剰余金増加額又は欠損金減少額		-	-
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額		630,790	232,873
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		630,790	232,873
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-	-
分配金		-	-
中間剰余金又は中間欠損金( )		20,181,756	10,955,854



## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期別 項目	前中間計算期間 自 平成20年4月22日 至 平成20年10月21日	当中間計算期間 自 平成21年4月21日 至 平成21年10月20日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>特殊債券及び社債券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における中間計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は中間計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は金融商品取引所等が発表する基準値で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p>	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における中間計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は中間計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 同左</p> <p>親投資信託受益証券 同左</p>

**第3【内国投資信託受益証券事務の概要】****(1) 名義書換**

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

**(2) 受益者に対する特典**

該当事項はありません。

**(3) 譲渡制限の内容**

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

**(4) 受益証券の再発行**

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

**(5) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて**

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

**第4【ファンドの詳細情報の項目】**

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」（投資信託説明書（請求目論見書））の記載項目は以下の通りです。

**第1 ファンドの沿革****第2 手続等**

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

**第3 管理及び運営****1 資産管理等の概要**

- (1) 資産の評価
- (2) 保管
- (3) 信託期間
- (4) 計算期間
- (5) その他

**2 受益者の権利等****第4 ファンドの経理状況****1 財務諸表**

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益及び剰余金計算書
- (3) 注記表
- (4) 附属明細表

**2 ファンドの現況**

純資産額計算書

**第5 設定及び解約の実績**

### 第三部【ファンドの詳細情報】

#### 第1【ファンドの沿革】

昭和36年4月24日 ファンドの信託契約締結、運用開始  
平成12年11月27日 「ボンド・マザーファンド」運用開始  
平成13年4月20日 「予想分配型」商品から「実績分配型」商品へ移行

#### 第2【手続等】

##### 1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込方法  
販売会社所定の方法でお申し込みください。
- (2) コースの選択  
収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。  
＜分配金再投資コース＞  
収益分配金を自動的に再投資するコースです。  
＜分配金受取りコース＞  
収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。
- (3) 申込みの受付  
・年1回の決算日（原則として4月19日）を取得申込受付日として、決算日の翌営業日に限定して追加設定を行いません。  
・取得の申込みは、平成22年3月24日から平成22年4月19日までの販売会社の営業日に受け付けます。
- (4) 申込制限  
信託財産の資金管理を円滑に行なうために、取得の申込みには金額制限などを設ける場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 申込金額  
取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。
- (6) 申込単位  
販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。  
＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社  
ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>  
コールセンター 電話番号 0120-25-1404  
午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。
- (7) 申込代金の支払い  
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。
- (8) 受付の中止および取消  
委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。  
金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。
- (9) 財形貯蓄制度  
・一定の要件に該当する場合は、財形貯蓄制度（勤労者財産形成貯蓄（財形貯蓄）、勤労者財産形成住宅貯蓄（財形住宅貯蓄）、勤労者財産形成年金貯蓄（財形年金貯蓄））をご利用になれます。  
・財形貯蓄制度（「財形住宅貯蓄」および「財形年金貯蓄」に限ります。）をご利用になる方は、お申込みの際に、財形住宅貯蓄扱いの場合は「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」および「財産形成非課税住宅貯蓄申込書」を、財形年金貯蓄扱いの場合は「財産形成非課税年金貯蓄申告書」および「財産形成非課税年金貯蓄申込書」を提出していただきます。  
・ただし、販売会社によっては、ご利用になれない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。  
財形貯蓄制度は、「勤労者財産形成促進法」に基づいて設けられた勤労者を対象とした制度です。
- (10) マル優制度  
・一定の要件に該当する場合は、マル優制度（少額貯蓄非課税制度）をご利用になれます。  
・マル優制度をご利用になる方は、お申込みの際に「非課税貯蓄申告書」および「非課税貯蓄申込書」を提出していただきます。  
・ただし、販売会社によっては、ご利用になれない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせ

わせください。

## 2【換金（解約）手続等】

### <解約請求による換金>

- (1) 解約の受付  
販売会社の営業日に受け付けます。
- (2) 解約制限  
ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (3) 解約手数料  
解約時に、下記の解約手数料がかかります。  
昭和37年4月20日以前の取得分の解約  
..... 1万口につき 26円25銭（税抜25円）  
昭和37年4月21日以降、平成13年4月19日以前の取得分の解約  
..... 1万口につき 105円（税抜100円）  
平成13年4月20日以降、平成14年4月22日以前の取得分の解約  
..... 1万口につき 10円50銭（税抜10円）  
平成14年4月23日以降の取得分（平成14年4月号からの新規設定分）の解約  
..... 1万口につき 2円10銭（税抜2円）  
ただし、販売会社にやむを得ない事情があるとき（販売会社が委託会社に申し出た場合に限ります。）は、解約手数料を徴収しないことができます。
- (4) 解約価額  
解約請求受付日の基準価額とします。  
・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。  
<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

- (5) 手取額  
1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税（当該解約価額が受益者毎の個別元本を超過した額に対し20%）と解約手数料を差し引いた金額となります。  
税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
- (6) 解約単位  
<分配金再投資コース> 1口単位  
<分配金受取りコース> 1万口単位  
販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (7) 解約代金の支払い  
原則として、解約請求受付日から起算して4営業日目からお支払いします。
- (8) 受付の中止および取消  
・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。  
・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

### <買取請求による換金>

- (1) 買取りの受付  
販売会社の営業日に受け付けます。
- (2) 買取制限  
ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の買取りには受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (3) 買取手数料  
買取時に、下記の買取手数料がかかります。  
昭和37年4月20日以前の取得分の買取り  
..... 1万口につき 26円25銭（税抜25円）

昭和37年4月21日以降、平成13年4月19日以前の取得分の買取り

..... 1万口につき 105円（税抜100円）

平成13年4月20日以降、平成14年4月22日以前の取得分の買取り

..... 1万口につき 10円50銭（税抜10円）

平成14年4月23日以降の取得分（平成14年4月号からの新規設定分）の買取り

..... 1万口につき 2円10銭（税抜2円）

(4) 買取価額

買取請求受付日の基準価額から所得税および地方税相当額（当該基準価額が受益者毎の個別元本を超過した額に対し20%）を控除した価額とします。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

(5) 手取額

1口当たりの手取額は、買取価額から買取手数料を控除した金額となります。

(6) 買取単位

< 分配金再投資コース > 1口単位

< 分配金受取りコース > 1万口単位

販売会社によっては、買取単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 受付の中止および取消

・販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて買取りを中止すること、および既に受け付けた買取りを取り消すことができます。

・買取請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして取り扱います。

### 第3【管理及び運営】

#### 1【資産管理等の概要】

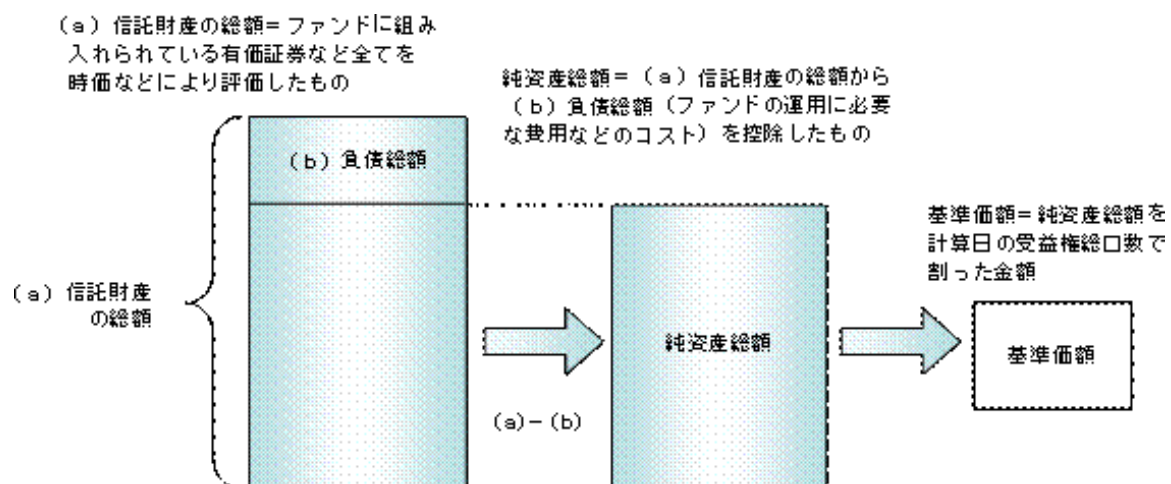
##### (1)【資産の評価】

###### 基準価額の算出

・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

###### < 基準価額算出の流れ >



###### 有価証券などの評価基準

信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

###### < 主な資産の評価方法 >

マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

国内公社債

原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。

a) 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

b) 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を

除きます。)

c) 価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします（昭和36年4月24日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年4月20日から翌年4月19日（19日および20日のいずれかが休業日のときは、19日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち19日に最も近い日）までとし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
  - イ) 受益者の解約により受益権の口数が100億口を下回ることとなった場合
  - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
  - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
  - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
  - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
  - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
  - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
 

償還金について

  - ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
  - ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

信託約款の変更

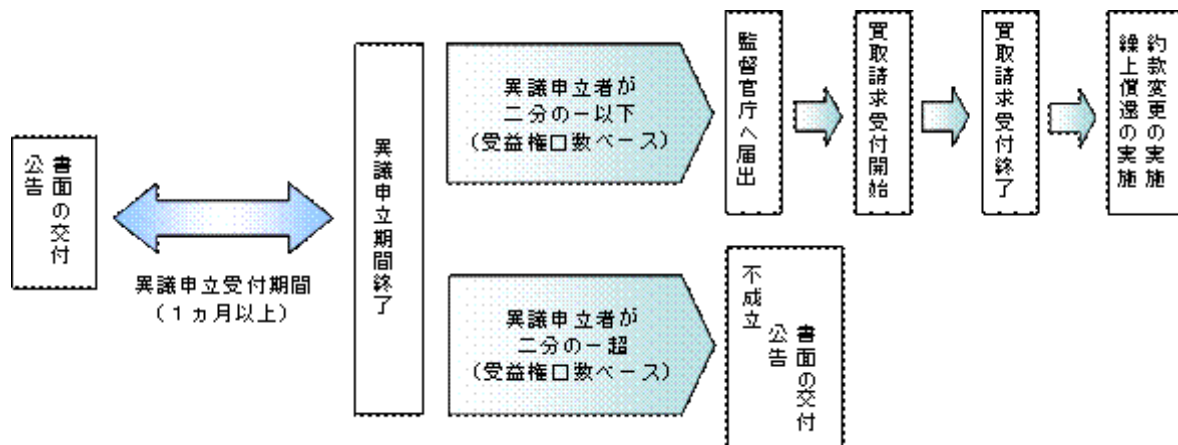
  - 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
  - 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
  - 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
  - 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

異議の申立て



- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

< 繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ >



#### 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

#### 運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けします。

#### 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

## 2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

### (1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

### (2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

### (3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

## 第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、第47期計算期間（平成19年4月20日から平成20年4月21日まで）については、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しており、第48期計算期間（平成20年4月22日から平成21年4月20日まで）については、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- ( 2 ) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第47期計算期間(平成19年4月20日から平成20年4月21日まで)及び第48期計算期間(平成20年4月22日から平成21年4月20日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。



1【財務諸表】  
 【公社債投信4月号】  
 (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第47期 平成20年4月21日現在	第48期 平成21年4月20日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	100,736,111	-
コール・ローン	1,473,550,204	188,572,665
国債証券	-	1,002,215,393
特殊債券	800,372,763	1,403,086,887
社債券	3,804,539,894	1,802,316,783
親投資信託受益証券	3,088,208,761	2,882,612,517
現先取引勘定	999,857,006	1,999,777,558
未収利息	13,485,577	13,584,679
前払費用	2,748,687	1,164,241
流動資産合計	10,283,499,003	9,293,330,723
資産合計	10,283,499,003	9,293,330,723
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	101,245,000	-
未払収益分配金	38,854,349	33,488,534
未払解約金	13,450,413	16,376,266
未払受託者報酬	2,664,970	2,329,381
未払委託者報酬	34,984,233	30,587,791
その他未払費用	256,005	276,515
流動負債合計	191,454,970	83,058,487
負債合計	191,454,970	83,058,487
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	10,092,038,960	9,210,267,923
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	5,073	4,313
元本等合計	10,092,044,033	9,210,272,236
純資産合計	10,092,044,033	9,210,272,236
負債純資産合計	10,283,499,003	9,293,330,723

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第47期	第48期
	自 平成19年4月20日 至 平成20年4月21日	自 平成20年4月22日 至 平成21年4月20日
営業収益		
受取利息	69,104,995	56,760,765
有価証券売買等損益	11,231,573	13,079,862
営業収益合計	80,336,568	69,840,627
営業費用		
受託者報酬	2,664,970	2,329,381
委託者報酬	34,984,233	30,587,791
その他費用	439,270	379,378
営業費用合計	38,088,473	33,296,550
営業利益	42,248,095	36,544,077
経常利益	42,248,095	36,544,077
当期純利益	42,248,095	36,544,077
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	9,055	5,073
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,397,728	3,056,303
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,397,728	3,056,303
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	38,854,349	33,488,534
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	5,073	4,313

## ( 3 ) 【注記表】

## ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

期 別 項 目	第47期 自 平成19年4月20日 至 平成20年4月21日	第48期 自 平成20年4月22日 至 平成21年4月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>特殊債券及び社債券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は金融商品取引所等が発表する基準値で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p>	<p>国債証券、特殊債券及び社債券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券  同左</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券  同左</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券  同左</p> <p>親投資信託受益証券  同左</p>
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>当ファンドの計算期間は原則として、毎年4月20日から翌年4月19日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）もしくはその翌日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものいたしますので、当計算期間は平成19年4月20日から平成20年4月21日までとなっております。</p>	<p>当ファンドの計算期間は原則として、毎年4月20日から翌年4月19日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）もしくはその翌日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものいたしますので、当計算期間は平成20年4月22日から平成21年4月20日までとなっております。</p>

## （貸借対照表に関する注記）

第47期 平成20年4月21日現在			第48期 平成21年4月20日現在		
1.	期首元本額	11,456,449,520 円	1.	期首元本額	10,092,038,960 円
	期中追加設定元本額	663,820,068 円		期中追加設定元本額	596,413,326 円
	期中解約元本額	2,028,230,628 円		期中解約元本額	1,478,184,363 円
2.	計算期間末日における 受益権の総数	10,092,038,960 口	2.	計算期間末日における 受益権の総数	9,210,267,923 口

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

第47期 自平成19年4月20日 至平成20年4月21日			第48期 自平成20年4月22日 至平成21年4月20日		
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
A	分配前 期末純資産総額	10,130,898,382 円	A	分配前 期末純資産総額	9,243,760,770 円
B	決算日 残存元本	10,092,038,960 円	B	決算日 残存元本	9,210,267,923 円
C	分配可能額（A - B）	38,859,422 円	C	分配可能額（A - B）	33,492,847 円
D	決算日 残存受益権口数	10,092,038,960 口	D	決算日 残存受益権口数	9,210,267,923 口
E	1口当たり分配金額（C ÷ D） （1万口当たり）	0.003850 円 38.50 円	E	1口当たり分配金額（C ÷ D） （1万口当たり）	0.003636 円 36.36 円
F	収益分配金額	38,854,349 円	F	収益分配金額	33,488,534 円

## （有価証券に関する注記）

第47期（自平成19年4月20日 至平成20年4月21日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
特殊債券	800,372,763	49,763
社債券	3,804,539,894	2,152,252
親投資信託受益証券	3,088,208,761	19,145,948
合計	7,693,121,418	17,043,459

第48期（自平成20年4月22日 至平成21年4月20日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	1,002,215,393	1,125,607
特殊債券	1,403,086,887	1,760,113
社債券	1,802,316,783	3,816,217
親投資信託受益証券	2,882,612,517	20,534,300
合計	7,090,231,580	13,832,363

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （1口当たり情報）

第47期 平成20年4月21日現在		第48期 平成21年4月20日現在	
1口当たり純資産額	1.0000 円	1口当たり純資産額	1.0000 円
（1万口当たり純資産額）	（10,000 円）	（1万口当たり純資産額）	（10,000 円）

## （4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

## （邦貨建債券）

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	0042 0257	利付国庫債券（２年）第２５７回	100,000,000	100,100,360
	0042 0259	利付国庫債券（２年）第２５９回	200,000,000	200,416,065
	0042 0261	利付国庫債券（２年）第２６１回	100,000,000	100,225,913
	0042 0264	利付国庫債券（２年）第２６４回	300,000,000	300,941,093
	0042 0265	利付国庫債券（２年）第２６５回	200,000,000	200,266,137
	0042 0266	利付国庫債券（２年）第２６６回	100,000,000	100,265,825
国債証券計		1,000,000,000	1,002,215,393	
特殊債券	0905 0307	政府保証道路債券 政府保証第３０７回	100,000,000	101,101,936
	0905 9035	道路債券（財投機関債）第３５回	300,000,000	300,156,606
	0910 9011	中小企業債券（財投機関債）第１１回	100,000,000	100,046,209
	0916 9014	国際協力銀行債券（財投機関債）第１４回	100,000,000	100,024,317
	0920 3130	は号特別道路債券 は号特別第１３０回	100,000,000	100,476,775
	0940 8009	福祉医療機構債券（財投機関債）第９回	100,000,000	100,080,275
	0944 5183	ほ号特別鉄道建設債券 ほ号特別第１８３回	100,000,000	100,262,101
	0944 9013	国民生活債券（財投機関債）第１３回	100,000,000	100,121,443
	0972 3076	利附商工債券（３年）利附第７６号	100,000,000	100,045,024
	0972 3086	利附商工債券（３年）利附第８６号	100,000,000	100,352,496
	1290 9001	西日本高速道路（財投機関債）１回	100,000,000	100,261,400
	1295 0006	鉄道建設・運輸施設設備支援機構債券（財投機関債）第６回	100,000,000	100,158,305
特殊債券計		1,400,000,000	1,403,086,887	
社債券	6503 3901	三菱電機（社債間限定同順位特約付）３９回	100,000,000	99,934,381
	6702 1301	富士通（社債間限定同順位特約付）１３回	100,000,000	100,361,023
	9432 0040	日本電信電話 ４０回	400,000,000	400,811,700
	9503 0417	関西電力 ４１７回	100,000,000	100,556,232
	9505 0266	北陸電力 ２６６回	100,000,000	100,172,907
	9506 0410	東北電力 ４１０回	200,000,000	200,000,000
	9531 1901	東京瓦斯（社債間限定同順位特約付）１９回	100,000,000	100,480,540
	511043	Komatsu Capital Europe SA 1.01% 20090909	100,000,000	100,000,000
	513200	Mitsui&Co.(USA).,Inc. 0.8% 20090422	100,000,000	100,000,000
	610046	Mizuho Securities Co., Ltd. 1.04% 20090827	200,000,000	200,000,000
	685926	Sumitomo Mitsui Finance and Leasing Company Limited 1.1% 20090507	100,000,000	100,000,000
	685927	Sumitomo Mitsui Finance and Leasing Company, Limited 1.13% 20090608	100,000,000	100,000,000
	68593Y	Mitsubishi UFJ Lease & Finance Company Limited 1.08% 20090729	100,000,000	100,000,000
	社債券計		1,800,000,000	1,802,316,783
合計		4,200,000,000	4,207,619,063	

## （親投資信託受益証券）

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	ボンド・マザーファンド	2,807,101,487	2,882,612,517	
合計		2,807,101,487	2,882,612,517	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「ボンド・マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「ボンド・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

### ボンド・マザーファンド

#### （１）貸借対照表

（単位：円）

科目	対象年月日	平成20年4月21日現在	平成21年4月20日現在
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		1,626,953,233	171,295,568
国債証券		-	9,022,909,066
地方債証券		200,102,045	101,084,669
特殊債券		8,824,838,637	12,692,906,513
社債券		26,574,024,724	18,952,798,226
コマーシャル・ペーパー		4,999,367,725	2,999,763,729
現先取引勘定		7,989,716,248	1,999,992,328
未収利息		104,033,318	145,159,965
前払費用		38,262,864	16,813,424
流動資産合計		50,357,298,794	46,102,723,488
資産合計		50,357,298,794	46,102,723,488
負債の部			
流動負債			
未払金		1,497,475,000	636,986,260
流動負債合計		1,497,475,000	636,986,260
負債合計		1,497,475,000	636,986,260
純資産の部			
元本等			
元本		47,959,640,189	44,274,345,047
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		900,183,605	1,191,392,181
元本等合計		48,859,823,794	45,465,737,228
純資産合計		48,859,823,794	45,465,737,228
負債純資産合計		50,357,298,794	46,102,723,488

## ( 2 ) 注記表

## ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

項目	対象期間 自 平成19年4月20日 至 平成20年4月21日	自 平成20年4月22日 至 平成21年4月20日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>地方債証券、特殊債券、社債券及びコマーシャル・ペーパーは個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は金融商品取引所等が発表する基準値で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>譲渡性預金、国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券及びコマーシャル・ペーパーは個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券  同左</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券  同左</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券  同左</p>

## (貸借対照表に関する注記)

平成20年4月21日現在			平成21年4月20日現在		
1.	期首	平成19年4月20日	1.	期首	平成20年4月22日
	期首元本額	34,992,964,779 円		期首元本額	47,959,640,189 円
	期首からの追加設定元本額	13,312,219,149 円		期首からの追加設定元本額	15,789,459,337 円
	期首からの解約元本額	345,543,739 円		期首からの解約元本額	19,474,754,479 円
	平成20年4月21日現在の元本の内訳			平成21年4月20日現在の元本の内訳	
	公社債投信1月号	3,802,223,225 円		公社債投信1月号	3,154,625,117 円
	公社債投信2月号	2,787,817,099 円		公社債投信2月号	2,611,149,831 円
	公社債投信3月号	3,004,763,004 円		公社債投信3月号	2,803,828,661 円
	公社債投信4月号	3,031,221,792 円		公社債投信4月号	2,807,101,487 円
	公社債投信5月号	2,880,625,984 円		公社債投信5月号	2,700,124,972 円
	公社債投信6月号	4,183,732,440 円		公社債投信6月号	3,859,970,964 円
	公社債投信7月号	6,022,005,548 円		公社債投信7月号	5,728,440,502 円
	公社債投信8月号	3,921,212,297 円		公社債投信8月号	3,675,801,190 円
	公社債投信9月号	3,376,045,499 円		公社債投信9月号	3,117,177,978 円
	公社債投信10月号	4,157,635,729 円		公社債投信10月号	3,871,506,665 円
	公社債投信11月号	4,654,692,717 円		公社債投信11月号	4,187,860,402 円
	公社債投信12月号	6,137,664,855 円		公社債投信12月号	5,756,757,278 円
	(合計)	47,959,640,189 円		(合計)	44,274,345,047 円
2.	本報告書における開示対象 ファンドの計算期間末日に おける当該親投資信託の受 益権の総数	47,959,640,189 □	2.	本報告書における開示対象 ファンドの計算期間末日に おける当該親投資信託の受 益権の総数	44,274,345,047 □

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額



## （有価証券に関する注記）

対象期間（自 平成19年4月20日 至 平成20年4月21日）

## 売買目的有価証券

（単位：円）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
地方債証券	200,102,045	1,398,955
特殊債券	8,824,838,637	8,600,237
社債券	26,574,024,724	44,586,508
コマーシャル・ペーパー	4,999,367,725	4,940,298
合計	40,598,333,131	32,444,928

対象期間（自 平成20年4月22日 至 平成21年4月20日）

## 売買目的有価証券

（単位：円）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	9,022,909,066	3,350,934
地方債証券	101,084,669	45,331
特殊債券	12,692,906,513	6,705,607
社債券	18,952,798,226	11,670,234
コマーシャル・ペーパー	2,999,763,729	8,849,550
合計	43,769,462,203	12,922,556

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （1口当たり情報）

	平成20年4月21日現在	平成21年4月20日現在
1口当たり純資産額	1.0188 円	1口当たり純資産額 1.0269 円
（1万口当たり純資産額）	（10,188 円）	（1万口当たり純資産額）（10,269 円）

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

## (邦貨建債券)

(単位:円)

種類	銘柄		券面総額	評価額	備考
国債証券	0042 0261	利付国庫債券(2年)第261回	1,000,000,000	1,002,935,120	
	0042 0263	利付国庫債券(2年)第263回	3,000,000,000	3,009,551,192	
	0042 0265	利付国庫債券(2年)第265回	2,000,000,000	2,002,592,384	
	0042 0266	利付国庫債券(2年)第266回	3,000,000,000	3,007,830,370	
国債証券計			9,000,000,000	9,022,909,066	
地方債証券	0100 0558	東京都公募公債 558回	100,000,000	101,084,669	
地方債証券計			100,000,000	101,084,669	
特殊債券	0903 9014	日本政策投資銀行債券(財投機関債)第14回	1,000,000,000	1,000,834,152	
	0905 0307	政府保証道路債券 政府保証第307回	771,000,000	779,495,904	
	0905 9029	道路債券(財投機関債)第29回	900,000,000	900,479,850	
	0905 9035	道路債券(財投機関債)第35回	1,800,000,000	1,801,772,848	
	0910 9011	中小企業債券(財投機関債)第11回	1,100,000,000	1,099,834,261	
	0910 9016	中小企業債券(財投機関債)第16回	100,000,000	100,134,850	
	0916 9014	国際協力銀行債券(財投機関債)第14回	1,000,000,000	1,000,243,170	
	0917 9009	都市基盤整備債券(財投機関債)第9回	100,000,000	100,012,600	
	0940 8001	福祉医療機構債券(財投機関債)第1回	300,000,000	299,948,646	
	0940 8009	福祉医療機構債券(財投機関債)第9回	200,000,000	200,115,888	
	0944 5187	ほ号特別鉄道建設債券 ほ号特別第187回	200,000,000	201,651,925	
	0944 9011	国民生活債券(財投機関債)第11回	200,000,000	199,962,539	
	0944 9015	国民生活債券(財投機関債)第15回	100,000,000	100,229,900	
	0944 9031	国民生活債券(財投機関債)第31回	100,000,000	100,009,664	
	0948 9003	日本学生支援債券(財投機関債)第3回	100,000,000	100,080,280	
	0949 2103	特別本州四国連絡橋債券 第2号103回	500,000,000	504,015,240	
	0952 1648	利附商工債券(5年)利附第648号	300,000,000	299,950,514	
	0952 1649	利附商工債券(5年)利附第649号	100,000,000	100,025,250	
	0952 1650	利附商工債券(5年)利附第650号	100,000,000	100,010,652	
	0952 1656	利附商工債券 利附第656回	100,000,000	99,904,153	
	0952 1657	利附商工債券 利附第657回	300,000,000	299,734,923	
	0958 0175	利附しんきん中金債券(5年)利附第175回	300,000,000	300,107,692	
	0958 0176	利附しんきん中金債券(5年)利附第176回	500,000,000	500,117,508	
	0959 1659	みずほコーポレート銀行債券(5年)利附第659号	100,000,000	100,029,706	
	0959 1660	みずほコーポレート銀行債券(5年)利附第660号	300,000,000	300,047,160	
	0959 1661	みずほコーポレート銀行債券(5年)利附第661号	200,000,000	200,055,420	
	0972 3076	利附商工債券(3年)利附第76号	500,000,000	500,222,869	
0972 3078	利附商工債券(3年)利附第78号	100,000,000	100,153,262		
0972 3083	利附商工債券(3年)利附第83号	800,000,000	802,176,352		
0972 3085	利附商工債券(3年)利附第85号	300,000,000	300,963,775		
0972 3086	利附商工債券(3年)利附86号	200,000,000	200,585,560		
特殊債券計			12,671,000,000	12,692,906,513	
社債券	4661 0601	オリエンタルランド(社債間限定同順位特約付)6回	1,200,000,000	1,199,953,392	
	5201 0601	旭硝子(社債間限定同順位特約付)6回	200,000,000	200,007,444	
	5401 5101	新日本製鉄(社債間限定同順位特約付)51回	400,000,000	399,980,267	
	6702 1301	富士通(社債間限定同順位特約付)13回	400,000,000	401,378,376	

6948 1601	住友電装(社債間限定同順位特約付) 1 6回	100,000,000	99,985,200	
8412 2101	三井住友銀行(社債間限定同順位特約付) 2 1回	1,200,000,000	1,200,449,585	
9020 0601	東日本旅客鉄道 6回	300,000,000	302,171,440	
9020 1201	第1 2回 東日本旅客鉄道	100,000,000	101,354,000	
9021 0401	西日本旅客鉄道 4回	1,327,000,000	1,347,583,540	
9501 0512	東京電力 5 1 2回	1,000,000,000	999,883,640	
9504 0338	中国電力 3 3 8回	100,000,000	100,074,927	
508037	Hitachi Capital(UK)PLC 0.59% 20090427	200,000,000	199,976,415	
508038	Hitachi International Treasury Ltd. 0.92% 20090529	2,000,000,000	2,000,000,000	
511043	Komatsu Capital Europe SA 1.01% 20090909	800,000,000	800,000,000	
513200	Mitsui&Co.(USA).,Inc. 0.8% 20090422	1,000,000,000	1,000,000,000	
519182	Sumitomo Corporation Capital Asia Pte. Ltd. 0.88% 20090430	2,000,000,000	2,000,000,000	
610045	Mizuho Securities Co., Ltd. 1.15% 20090630	2,000,000,000	2,000,000,000	
610047	Mizuho Securities Co., Ltd. 1.04% 20090827	1,000,000,000	1,000,000,000	
685927	Sumitomo Mitsui Finance and Leasing Company, Limited 1.13% 20090608	1,600,000,000	1,600,000,000	
68593X	Mitsubishi UFJ Lease & Finance Company Limited 1.2% 20090616	2,000,000,000	2,000,000,000	
社債券計		18,927,000,000	18,952,798,226	
合計		40,698,000,000	40,769,698,474	

## ( コマーシャル・ペーパー )

( 単位 : 円 )

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
コマーシャル・ペーパー	東北電力(2009/04/24)	1,000,000,000	999,922,280	
	東北電力(2009/04/24)	1,000,000,000	999,920,157	
	東北電力(2009/04/24)	1,000,000,000	999,921,292	
合計		3,000,000,000	2,999,763,729	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

- ( 1 ) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号、その後の改正を含みます。）に基づき作成しております。  
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- ( 2 ) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間計算期間（平成20年4月22日から平成20年10月21日まで）及び当中間計算期間（平成21年4月21日から平成21年10月20日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表  
【公社債投信4月号】  
（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	前中間計算期間末 平成20年10月21日現在	当中間計算期間末 平成21年10月20日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	846,856,294	904,128,665
国債証券	-	600,585,627
地方債証券	-	402,490,036
特殊債券	1,571,532,153	1,803,584,828
社債券	2,701,732,184	803,285,084
親投資信託受益証券	3,963,862,353	3,826,760,941
現先取引勘定	999,110,381	999,820,000
未収利息	13,252,317	6,671,155
前払費用	1,375,824	645,996
流動資産合計	10,097,721,506	9,347,972,332
資産合計	10,097,721,506	9,347,972,332
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	10,698,759	4,978,114
未払受託者報酬	1,312,083	643,735
未払委託者報酬	17,224,940	8,465,888
その他未払費用	144,038	132,117
流動負債合計	29,379,820	14,219,854
負債合計	29,379,820	14,219,854
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	10,048,159,930	9,322,796,624
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	20,181,756	10,955,854
元本等合計	10,068,341,686	9,333,752,478
純資産合計	10,068,341,686	9,333,752,478
負債純資産合計	10,097,721,506	9,347,972,332

## (2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前中間計算期間 自 平成20年4月22日 至 平成20年10月21日	当中間計算期間 自 平成21年4月21日 至 平成21年10月20日
<b>営業収益</b>		
受取利息	30,794,043	22,568,127
有価証券売買等損益	8,757,972	2,126,064
営業収益合計	39,552,015	20,442,063
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	1,312,083	643,735
委託者報酬	17,224,940	8,465,888
その他費用	207,519	148,026
営業費用合計	18,744,542	9,257,649
営業利益	20,807,473	11,184,414
経常利益	20,807,473	11,184,414
中間純利益	20,807,473	11,184,414
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	-	-
期首剰余金又は期首欠損金( )	5,073	4,313
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	630,790	232,873
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	630,790	232,873
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	20,181,756	10,955,854

## ( 3 ) 【中間注記表】

## ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

期 別 項 目	前中間計算期間 自 平成20年4月22日 至 平成20年10月21日	当中間計算期間 自 平成21年4月21日 至 平成21年10月20日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>特殊債券及び社債券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における中間計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は中間計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は金融商品取引所等が発表する基準値で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p>	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における中間計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は中間計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 同左</p> <p>親投資信託受益証券 同左</p>

## (中間貸借対照表に関する注記)

前中間計算期間末 平成20年10月21日現在		当中間計算期間末 平成21年10月20日現在	
1.	期首元本額 10,092,038,960 円	1.	期首元本額 9,210,267,923 円
	期中追加設定元本額 596,413,326 円		期中追加設定元本額 519,971,026 円
	期中解約元本額 640,292,356 円		期中解約元本額 407,442,325 円
2.	中間計算期間末日における 受益権の総数 10,048,159,930 口	2.	中間計算期間末日における 受益権の総数 9,322,796,624 口

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

前中間計算期間 自 平成20年4月22日 至 平成20年10月21日	当中間計算期間 自 平成21年4月21日 至 平成21年10月20日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

前中間計算期間末 平成20年10月21日現在		当中間計算期間末 平成21年10月20日現在	
1口当たり純資産額	1.0020 円	1口当たり純資産額	1.0012 円
(1万口当たり純資産額)	(10,020 円)	(1万口当たり純資産額)	(10,012 円)



（参考）

当ファンドは「ボンド・マザーファンド」を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「ボンド・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

### ボンド・マザーファンド

#### （１）貸借対照表

（単位：円）

科目	対象年月日	平成20年10月21日現在	平成21年10月20日現在
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		907,011,000	-
コール・ローン		2,346,838,382	1,441,079,205
譲渡性預金		4,007,075,455	-
国債証券		501,040,436	13,522,620,685
地方債証券		-	3,188,482,830
特殊債券		16,540,244,132	16,373,020,984
社債券		34,807,940,818	19,804,465,753
コマーシャル・ペーパー		999,262,573	-
現先取引勘定		997,956,240	3,999,767,136
未収利息		138,596,333	117,337,753
前払費用		18,279,401	11,463,432
流動資産合計		61,264,244,770	58,458,237,778
資産合計		61,264,244,770	58,458,237,778
負債の部			
流動負債			
流動負債合計		-	-
負債合計		-	-
純資産の部			
元本等			
元本		59,892,806,775	56,791,007,497
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		1,371,437,995	1,667,230,281
元本等合計		61,264,244,770	58,458,237,778
純資産合計		61,264,244,770	58,458,237,778
負債純資産合計		61,264,244,770	58,458,237,778

## ( 2 ) 注記表

## ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

項目	対象期間 自 平成20年4月22日 至 平成20年10月21日	自 平成21年4月21日 至 平成21年10月20日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>譲渡性預金、国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券及びコマーシャル・ペーパーは個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は金融商品取引所等が発表する基準値で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券及びコマーシャル・ペーパーは個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券  同左</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券  同左</p>

## (貸借対照表に関する注記)

平成20年10月21日現在			平成21年10月20日現在		
1.	期首	平成20年4月22日	1.	期首	平成21年4月21日
	期首元本額	47,959,640,189 円		期首元本額	44,274,345,047 円
	期首からの追加設定元本額	11,941,983,201 円		期首からの追加設定元本額	13,405,746,106 円
	期首からの解約元本額	8,816,615 円		期首からの解約元本額	889,083,656 円
	平成20年10月21日現在の元本の内訳			平成21年10月20日現在の元本の内訳	
	公社債投信1月号	4,646,859,227 円		公社債投信1月号	3,932,550,932 円
	公社債投信2月号	3,396,304,602 円		公社債投信2月号	3,229,591,323 円
	公社債投信3月号	3,693,588,419 円		公社債投信3月号	3,537,987,899 円
	公社債投信4月号	3,875,122,058 円		公社債投信4月号	3,717,467,400 円
	公社債投信5月号	3,683,225,778 円		公社債投信5月号	3,523,846,414 円
	公社債投信6月号	5,351,695,510 円		公社債投信6月号	5,131,919,172 円
	公社債投信7月号	7,782,535,719 円		公社債投信7月号	7,489,394,881 円
	公社債投信8月号	4,953,788,156 円		公社債投信8月号	4,765,780,182 円
	公社債投信9月号	4,218,436,191 円		公社債投信9月号	4,088,473,440 円
	公社債投信10月号	5,163,909,803 円		公社債投信10月号	5,031,388,088 円
	公社債投信11月号	5,673,727,796 円		公社債投信11月号	5,221,549,019 円
	公社債投信12月号	7,453,613,516 円		公社債投信12月号	7,121,058,747 円
	(合計)	59,892,806,775 円		(合計)	56,791,007,497 円
2.	本報告書における開示対象 ファンドの中間計算期間末 日における当該親投資信託 の受益権の総数	59,892,806,775 □	2.	本報告書における開示対象 ファンドの中間計算期間末 日における当該親投資信託 の受益権の総数	56,791,007,497 □

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

## (1口当たり情報)

平成20年10月21日現在		平成21年10月20日現在	
1口当たり純資産額	1.0229 円	1口当たり純資産額	1.0294 円
(1万口当たり純資産額)	(10,229 円)	(1万口当たり純資産額)	(10,294 円)

## 2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は平成21年12月30日現在です。

## 【純資産額計算書】

資産総額	9,189,869,329	円
負債総額	22,907,158	円
純資産総額（ - ）	9,166,962,171	円
発行済数量	9,153,032,124	口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.0015	円

## (参考) ボンド・マザーファンド

## 純資産額計算書

資産総額	59,426,311,541	円
負債総額	0	円
純資産総額（ - ）	59,426,311,541	円
発行済数量	57,689,141,473	口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.0301	円

## 第5【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）
第39計算期間（1999年4月20日～2000年4月19日）	6,295,460,000	12,360,152,560
第40計算期間（2000年4月20日～2001年4月19日）	8,742,170,000	21,937,699,595
第41計算期間（2001年4月20日～2002年4月22日）	3,136,162,251	34,072,277,992
第42計算期間（2002年4月23日～2003年4月21日）	1,793,405,349	12,675,888,099
第43計算期間（2003年4月22日～2004年4月19日）	1,182,368,276	9,532,739,889
第44計算期間（2004年4月20日～2005年4月19日）	717,245,502	6,113,277,147
第45計算期間（2005年4月20日～2006年4月19日）	756,051,420	6,103,375,406
第46計算期間（2006年4月20日～2007年4月19日）	628,297,352	3,164,243,887
第47計算期間（2007年4月20日～2008年4月21日）	663,820,068	2,028,230,628
第48計算期間（2008年4月22日～2009年4月20日）	596,413,326	1,478,184,363
第49中間計算期間（2009年4月21日～2009年10月20日）	519,971,026	407,442,325

## 第四部【特別情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

平成22年1月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	220,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

##### 過去5年間における主な資本金の増減

年月日	変更後（変更前）
平成18年7月6日	16,223,228,400円（16,174,272,500円）
平成19年4月13日	16,287,728,400円（16,223,228,400円）
平成20年6月23日	16,403,045,900円（16,287,728,400円）
平成21年10月1日	17,363,045,900円（16,403,045,900円）

##### (2) 会社の意思決定機構

###### ・株主総会

取締役・監査役などの選任、定款変更などに係る決議などを行いません。

毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年4月1日から3ヵ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

###### ・取締役会

当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。

10名以内の取締役で構成され、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役若干名を選任します。また、取締役中より取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができます。

###### ・監査役会

5名以内の監査役で構成され、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定します。

（平成22年1月末現在）

##### (3) 運用の意思決定プロセス

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用に関するリスク・パフォーマンスの評価と分析および法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理については、運用部門から独立したリスク管理業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、平成22年1月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	372	64,180
株式投資信託	295	51,013
単位型	41	958
追加型	254	50,054
公社債投資信託	77	13,167
単位型	60	951
追加型	17	12,215
投資法人合計	1	39

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第49期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて、第50期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第49期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第50期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第49期 (平成20年3月31日)		第50期 (平成21年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		35,432		27,759
有価証券		337		
前払費用		407		393
未収入金		7		3,869
未収委託者報酬		10,138		5,506
未収収益	3	712	3	582
立替金		190		222
繰延税金資産		1,901		862
その他	2	30	2	30
流動資産合計		49,158		39,226
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	843	1	313
器具備品	1	548	1	346
有形固定資産合計		1,391		660
無形固定資産				
ソフトウェア		109		73
電話加入権等		21		21
無形固定資産合計		131		94
投資その他の資産				
投資有価証券		4,274		1,243
関係会社株式		8,154		7,719
関係会社長期貸付金		60		60
長期差入保証金		1,062		1,037
繰延税金資産		661		1,218
その他		2		0
子会社投資損失引当金		576		576
投資その他の資産合計		13,639		10,702
固定資産合計		15,162		11,458
資産合計		64,321		50,684



(単位:百万円)

	第49期 (平成20年3月31日)	第50期 (平成21年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	150	181
未払金	5,073	2,811
未払収益分配金	7	7
未払償還金	353	187
未払手数料	4,378	2,391
その他未払金	333	225
未払費用	3 6,697	3 3,701
未払法人税等	5,651	
未払消費税等	424	
賞与引当金	2,855	1,821
役員賞与引当金	320	191
その他	212	16
<b>流動負債合計</b>	<b>21,384</b>	<b>8,723</b>
<b>固定負債</b>		
退職給付引当金	624	612
その他	102	102
<b>固定負債合計</b>	<b>727</b>	<b>714</b>
<b>負債合計</b>	<b>22,112</b>	<b>9,438</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	16,287	16,403
資本剰余金		
資本準備金	4,157	4,272
その他資本剰余金	4	4
<b>資本剰余金合計</b>	<b>4,161</b>	<b>4,277</b>
<b>利益剰余金</b>		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	21,660	20,593
<b>利益剰余金合計</b>	<b>21,660</b>	<b>20,593</b>
<b>株主資本合計</b>	<b>42,109</b>	<b>41,273</b>
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	99	26
<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>99</b>	<b>26</b>
<b>純資産合計</b>	<b>42,208</b>	<b>41,246</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>64,321</b>	<b>50,684</b>

## (2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	87,292	56,567
その他営業収益	3,894	2,962
営業収益計	91,186	59,529
営業費用		
支払手数料	36,598	27,877
広告宣伝費	4,770	1,298
公告費	42	17
受益証券発行費	13	
調査費	17,679	12,861
調査費	868	854
委託調査費	16,792	11,990
図書費	19	15
委託計算費	554	491
営業雑経費	1,002	714
通信費	237	190
印刷費	430	340
協会費	44	49
諸会費	9	7
その他	280	126
営業費用計	60,661	43,260
一般管理費		
給料	8,005	7,124
役員報酬	220	228
役員賞与引当金繰入額	320	191
給料・手当	4,578	4,879
賞与	31	4
賞与引当金繰入額	2,855	1,821
交際費	100	79
寄付金	19	33
旅費交通費	446	264
租税公課	341	255
不動産賃借料	1,164	921
退職給付費用	327	336
退職金	231	14
固定資産減価償却費	446	801
諸経費	3,806	2,992
一般管理費計	14,890	12,824
営業利益	15,634	3,444

(単位：百万円)

	第49期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)		第50期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	
営業外収益				
受取利息		1		2
受取配当金		63	1	710
有価証券売却益				160
有価証券償還益				73
時効成立分配金・償還金		689		106
その他		71		122
営業外収益計		826		1,176
営業外費用				
支払利息		16		15
有価証券売却損				51
有価証券償還損				200
時効成立後支払分配金・償還金		90		129
弁護士報酬等		31		37
その他		12		2
営業外費用計		150		438
経常利益		16,310		4,182
特別利益				
投資有価証券売却益		560		38
特別利益計		560		38
特別損失				
投資有価証券売却損		390		226
投資有価証券評価損				569
関係会社株式評価損		2,618		454
固定資産処分損		46		0
移転費用		110		
割増退職金				433
その他		7		
特別損失計		3,172		1,685
税引前当期純利益		13,697		2,535
法人税、住民税及び事業税		7,266		273
法人税等調整額		1,581		568
法人税等合計		5,685		842
当期純利益		8,012		1,693

## ( 3 ) 【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	第49期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第50期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	16,223	16,287
当期変動額		
新株の発行	64	115
当期変動額合計	64	115
当期末残高	16,287	16,403
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	4,092	4,157
当期変動額		
新株の発行	64	115
当期変動額合計	64	115
当期末残高	4,157	4,272
その他資本剰余金		
前期末残高	4	4
当期変動額		
当期変動額合計		
当期末残高	4	4
資本剰余金合計		
前期末残高	4,097	4,161
当期変動額		
新株の発行	64	115
当期変動額合計	64	115
当期末残高	4,161	4,277
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	20,616	21,660
当期変動額		
剰余金の配当	6,969	2,760
当期純利益	8,012	1,693
当期変動額合計	1,043	1,067
当期末残高	21,660	20,593
利益剰余金合計		
前期末残高	20,616	21,660
当期変動額		
剰余金の配当	6,969	2,760
当期純利益	8,012	1,693
当期変動額合計	1,043	1,067
当期末残高	21,660	20,593

(単位：百万円)

	第49期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第50期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	40,937	42,109
当期変動額		
新株の発行	129	230
剰余金の配当	6,969	2,760
当期純利益	8,012	1,693
当期変動額合計	1,172	836
当期末残高	42,109	41,273
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
前期末残高	682	99
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	582	126
当期変動額合計	582	126
当期末残高	99	26
<b>評価・換算差額等合計</b>		
前期末残高	682	99
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	582	126
当期変動額合計	582	126
当期末残高	99	26
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	41,619	42,208
当期変動額		
新株の発行	129	230
剰余金の配当	6,969	2,760
当期純利益	8,012	1,693
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	582	126
当期変動額合計	589	962
当期末残高	42,208	41,246

## 重要な会計方針

	第49期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第50期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時 価法(評価差額は、全部純資産直入 法により処理し、売却原価は、総平 均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法	(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左  時価のないもの 同左
2 固定資産の減価償却の方 法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りで あります。 建物 4年 器具備品 4年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。た だし、ソフトウェア(自社利用分)に ついては、社内における利用可能期 間(5年)に基づく定額法によってお ります。	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りで あります。 建物 4年 器具備品 4年～20年 (2) 無形固定資産 同左
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充て るため、支払見込額に基づき当事業 年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てる ため、支払見込額に基づき当事業年 度の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当 事業年度末における退職給付債務及 び年金資産の見込額に基づき計上し ております。 数理計算上の差異は、各事業年度の 発生時における従業員の平均残存勤 務期間以内の一定の年数(10年)按分 した額をそれぞれ発生の翌事業年度 から費用処理することとしておりま す。	(1) 賞与引当金 同左  (2) 役員賞与引当金 同左  (3) 退職給付引当金 同左

	第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
4 リース取引の処理方法	(4) 子会社投資損失引当金 子会社株式の実質価額の低下による損失に備えて、純資産価額等を勘案して必要と認められる額を計上しております。 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	(4) 子会社投資損失引当金 同左
5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。	消費税等の会計処理 同左

## 会計方針の変更

第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(固定資産の減価償却の方法) 法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得したのものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。これにより、従来の方法によった場合に比べて、営業利益、経常利益、税引前当期純利益が63百万円、当期純利益が37百万円それぞれ減少しております。	

## 表示方法の変更

第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)の別紙様式に基づき、前事業年度において「現金」及び「預金」として掲記されていたものは、当事業年度より「現金・預金」と表示しております。	





## (株主資本等変動計算書関係)

第49期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

## 1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	183,402,500	645,000		184,047,500

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加645,000株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

## 2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

## 3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
			前事業 年度末	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
提出 会社	平成16年度 ストックオプション(1)	普通株式	6,000,000	-	-	6,000,000	-
	平成16年度 ストックオプション(2)	普通株式	6,000,000	-	-	6,000,000	-
	平成16年度 ストックオプション(3)	普通株式	6,520,000	-	520,000	6,000,000	-
	平成17年度 ストックオプション	普通株式	3,450,000	-	310,000	3,140,000	-
	平成18年度 ストックオプション	普通株式	1,550,000	-	80,000	1,470,000	-
	平成19年度 ストックオプション(1)	普通株式	-	4,250,000	110,000	4,140,000	-
	平成19年度 ストックオプション(2)	普通株式	-	30,000	-	30,000	-
合計			23,520,000	4,280,000	1,020,000	26,780,000	-

- (注) 1 平成16年度ストックオプション(1)及び平成16年度ストックオプション(2)は、権利行使期間の初日が到来しております。
- 2 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション、平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。
- 3 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション及び平成19年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。
- 4 平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

## 4 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年5月23日 取締役会	普通株式	6,969	38	平成19年3月31日	平成19年6月21日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月23日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,760	15	平成20年3月31日	平成20年6月10日

## 第50期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

## 1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	184,047,500	965,000		185,012,500

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加965,000株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

## 2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

## 3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高 (百万円)
			前事業 年度末	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
提出 会社	平成16年度 ストックオプション(1)	普通株式	6,000,000	-	-	6,000,000	-
	平成16年度 ストックオプション(2)	普通株式	6,000,000	-	-	6,000,000	-
	平成16年度 ストックオプション(3)	普通株式	6,000,000	-	670,000	5,330,000	-
	平成17年度 ストックオプション	普通株式	3,140,000	-	300,000	2,840,000	-
	平成18年度 ストックオプション	普通株式	1,470,000	-	150,000	1,320,000	-
	平成19年度 ストックオプション(1)	普通株式	4,140,000	-	530,000	3,610,000	-
	平成19年度 ストックオプション(2)	普通株式	30,000	-	-	30,000	-
合計			26,780,000	-	1,650,000	25,130,000	-

- (注) 1 平成16年度ストックオプション(1)及び平成16年度ストックオプション(2)は、権利行使期間の初日が到来しております。
- 2 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション、平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。
- 3 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション及び平成19年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

## 4 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年5月23日 取締役会	普通株式	2,760	15	平成20年3月31日	平成20年6月10日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの現時点で未定であります。

## （リース取引関係）

第49期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)	第50期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 当事業年度中にリース契約が終了し、金額が僅少であるため、注記を省略しております。	1 ファイナンス・リース取引
2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料	2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料
1年内 906百万円	1年内 906百万円
1年超 1,849百万円	1年超 942百万円
合計 2,755百万円	合計 1,849百万円

## （有価証券関係）

第49期(自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)

## 1 その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種 類	取 得 原 価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	7	27	19
	そ の 他	2,667	3,071	403
	小 計	2,675	3,098	423
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	そ の 他	1,545	1,289	255
	小 計	1,545	1,289	255
合 計		4,220	4,388	167

(注) 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

## 2 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

売 却 額	売 却 益 の 合 計 額	売 却 損 の 合 計 額
8,079	560	390

## 3 時価評価されていない有価証券

## その他有価証券

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
非上場株式	124
その他 投資証券	100
合 計	224

(注) 当事業年度において、その他有価証券で時価評価されていない株式7百万円につき、株式の実質価額の低下を考慮し、減損処理を行っております。

## 4 その他有価証券のうち満期があるものの決算日後における償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
その他有価証券 その他 投資信託	337	1,078	792	1,112
合 計	337	1,078	792	1,112

## 5 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差 額
子会社株式	905	787	117
合 計	905	787	117

第50期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

## 1 その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種 類	取 得 原 価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	7	12	5
	そ の 他	273	299	25
	小 計	280	312	31
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	そ の 他	836	759	76
	小 計	836	759	76
合 計		1,117	1,072	45

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度については、269百万円の減損処理を行っております。減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

## 2 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

売 却 額	売 却 益 の 合 計 額	売 却 損 の 合 計 額
3,196	199	278

## 3 時価評価されていない有価証券

## その他有価証券

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
非上場株式	121
その他 投資証券	50
合 計	171

(注) 当事業年度において、その他有価証券で時価評価されていない投資証券につき、投資証券の実質価額の低下を考慮し、50百万円の減損処理を行っております。

## 4 その他有価証券のうち満期があるものの決算日後における償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
その他有価証券 その他 投資信託	-	-	504	442
合計	-	-	504	442

## 5 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	500	499	1
合計	500	499	1

(注) 当事業年度において、時価のある子会社株式につき、時価が著しく下落し回復する見込があると認められないため、404百万円の減損処理を行っております。

## (持分法損益等)

第49期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)	第50期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)
(1) 関連会社に対する投資の金額 2,892	(1) 関連会社に対する投資の金額 2,892
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 4,201	(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 4,495
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,519	(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,019

## (退職給付関係)

第49期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)	第50期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
1 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定拠出型企業年金制度、キャッシュバランスプラン型退職金制度、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。	1 採用している退職給付制度の概要 同左
2 退職給付債務に関する事項 (単位：百万円)	2 退職給付債務に関する事項 (単位：百万円)
イ 退職給付債務 1,502	イ 退職給付債務 1,429
ロ 年金資産 688	ロ 年金資産 676
ハ 未積立退職給付債務 813	ハ 未積立退職給付債務 753
ニ 未認識数理計算上の差異 188	ニ 未認識数理計算上の差異 141
ホ 退職給付引当金残高 624	ホ 退職給付引当金残高 612
3 退職給付費用に関する事項 (単位：百万円)	3 退職給付費用に関する事項 (単位：百万円)
イ 勤務費用 96	イ 勤務費用 107
ロ 利息費用 29	ロ 利息費用 30
ハ 期待運用収益 5	ハ 期待運用収益 5
ニ 数理計算上の差異の費用処理額 32	ニ 数理計算上の差異の費用処理額 34
ホ 確定拠出型企業年金への掛金 174	ホ 確定拠出型企業年金への掛金 169
ヘ 退職給付費用合計 327	ヘ 退職給付費用合計 336

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項
イ 退職給付見込額の期間配分方法 勤続期間比例	イ 退職給付見込額の期間配分方法 勤続期間比例
ロ 割引率 2.0%	ロ 割引率 2.0%
ハ 期待運用収益率 0.7%	ハ 期待運用収益率 0.7%
ニ 数理計算上の差異の処理年数 10年	ニ 数理計算上の差異の処理年数 10年
	5 割増退職金に関する事項
	(単位：百万円)
	イ 流動負債 16
	ロ 割増退職金 433

## (ストックオプション等関係)

第49期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

## 1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

## (1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名	当社の取締役 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)1	普通株式 6,070,000株	普通株式 6,070,000株
付与日	平成16年8月31日	平成16年8月31日
権利確定条件	平成17年3月24日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年4月24日から平成19年3月24日まで各24日にそれぞれ170,000株の権利が確定	平成17年7月8日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年8月8日から平成19年7月8日まで各8日にそれぞれ170,000株の権利が確定
対象勤務期間	平成16年8月31日から平成19年3月23日まで	平成16年8月31日から平成19年7月7日まで
権利行使期間	平成16年8月31日から平成26年3月24日まで	平成16年8月31日から平成26年7月8日まで

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 97名	当社の従業員及び関係会社の取締役・従業員 147名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)1	普通株式 7,640,000株	普通株式 3,710,000株
付与日	平成17年1月11日、平成17年1月28日 平成17年5月24日、平成17年6月22日	平成18年2月14日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成18年6月24日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。	上場がなされた日又は平成19年6月23日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	それぞれの付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成18年6月24日から平成26年6月23日まで	平成19年6月23日から平成27年6月22日まで

	平成18年度ストックオプション	
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の従業員 115名	当社及び関係会社の従業員 11名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）1	普通株式 1,270,000株	普通株式 340,000株
付与日	平成18年4月28日	平成18年7月18日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成21年4月28日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から3年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の4分の1ずつ権利確定する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から3年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年4月28日から平成28年4月27日まで	同左

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 124名	当社の従業員 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）1	普通株式 4,250,000株	普通株式 30,000株
付与日	平成19年7月27日	平成20年3月31日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成21年7月19日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。	上場がなされた日又は平成22年3月19日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年7月19日から平成29年7月18日まで	平成22年3月19日から平成30年3月18日まで

(注) 1 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

## (2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

## ストックオプション（新株予約権）の数

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8 月31日	平成16年 8 月31日
権利確定前(株)		
期首		680,000
付与		0
失効		0
権利確定		680,000
権利未確定残		0
権利確定後(株)		
期首	6,000,000	5,320,000
権利確定	0	680,000
権利行使	0	0
失効	0	0
権利未行使残	6,000,000	6,000,000

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1 月11日、平成17年 1 月28日 平成17年 5 月24日、平成17年 6 月22日	平成18年 2 月14日
権利確定前(株)		
期首	6,520,000	3,450,000
付与	0	0
失効	520,000	310,000
権利確定	0	0
権利未確定残	6,000,000	3,140,000
権利確定後(株)		
期首		
権利確定		
権利行使		
失効		
権利未行使残		



	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年 4月28日	平成18年 7月18日
権利確定前(株)		
期首	1,220,000	330,000
付与	0	0
失効	80,000	0
権利確定	0	0
権利未確定残	1,140,000	330,000
権利確定後(株)		
期首		
権利確定		
権利行使		
失効		
権利未行使残		

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与日	平成19年 7月27日	平成20年 3月31日
権利確定前(株)		
期首	0	0
付与	4,250,000	30,000
失効	110,000	0
権利確定	0	0
権利未確定残	4,140,000	30,000
権利確定後(株)		
期首		
権利確定		
権利行使		
失効		
権利未行使残		

(注) 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

## 単価情報

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8 月31日	平成16年 8 月31日
権利行使価格(円) (注) 1	15,823(分割後159)	同左
付与日における公正な評価単価(円) (注) 2、3		

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1 月11日、平成17年 1 月28日 平成17年 5 月24日、平成17年 6 月22日	平成18年 2 月14日
権利行使価格(円) (注) 1	15,823(分割後159)	17,666(分割後177)
付与日における公正な評価単価(円) (注) 2、3		

	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年 4 月28日	平成18年 7 月18日
権利行使価格(円) (注) 1	19,981(分割後200)	同左
付与日における公正な評価単価(円) (注) 2、3		0

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与日	平成19年 7 月27日	平成20年 3 月31日
権利行使価格(円) (注) 1	450	同左
付与日における公正な評価単価(円) (注) 2、3	0	0

- (注) 1 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。
- 2 平成16年度ストックオプション(1)(2)(3)、平成17年度ストックオプション及び平成18年度ストックオプションのうち平成18年4月28日付与ストックオプションについては、会社法の施行日前に付与されたストックオプションであるため、記載しておりません。
- 3 平成18年度ストックオプションのうち平成18年7月18日付与ストックオプション、平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)については、公正な評価単価に代え、本源的価値（DCF法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

第50期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

## 1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

## (1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名	当社の取締役 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)1	普通株式 6,070,000株	普通株式 6,070,000株
付与日	平成16年8月31日	平成16年8月31日
権利確定条件	平成17年3月24日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年4月24日から平成19年3月24日まで各24日にそれぞれ170,000株の権利が確定	平成17年7月8日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年8月8日から平成19年7月8日まで各8日にそれぞれ170,000株の権利が確定
対象勤務期間	平成16年8月31日から平成19年3月23日まで	平成16年8月31日から平成19年7月7日まで
権利行使期間	平成16年8月31日から平成26年3月24日まで	平成16年8月31日から平成26年7月8日まで

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 97名	当社の従業員及び関係会社の取締役・従業員 147名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)1	普通株式 7,640,000株	普通株式 3,710,000株
付与日	平成17年1月11日、平成17年1月28日 平成17年5月24日、平成17年6月22日	平成18年2月14日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成18年6月24日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。	上場がなされた日又は平成19年6月23日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	それぞれの付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成18年6月24日から平成26年6月23日まで	平成19年6月23日から平成27年6月22日まで

	平成18年度ストックオプション	
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の従業員 115名	当社及び関係会社の従業員 11名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注) 1	普通株式 1,270,000株	普通株式 340,000株
付与日	平成18年4月28日	平成18年7月18日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成21年4月28日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から3年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の4分の1ずつ権利確定する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から3年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年4月28日から平成28年4月27日まで	同左

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 124名	当社の従業員 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注) 1	普通株式 4,250,000株	普通株式 30,000株
付与日	平成19年7月27日	平成20年3月31日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成21年7月19日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。	上場がなされた日又は平成22年3月19日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年7月19日から平成29年7月18日まで	平成22年3月19日から平成30年3月18日まで

(注) 1 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

## (2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

## ストックオプション（新株予約権）の数

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8 月31日	平成16年 8 月31日
権利確定前(株)		
期首		
付与		
失効		
権利確定		
権利未確定残		
権利確定後(株)		
期首	6,000,000	6,000,000
権利確定	0	0
権利行使	0	0
失効	0	0
権利未行使残	6,000,000	6,000,000

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1 月11日、平成17年 1 月28日 平成17年 5 月24日、平成17年 6 月22日	平成18年 2 月14日
権利確定前(株)		
期首	6,000,000	3,140,000
付与	0	0
失効	670,000	300,000
権利確定	0	0
権利未確定残	5,330,000	2,840,000
権利確定後(株)		
期首		
権利確定		
権利行使		
失効		
権利未行使残		

	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年4月28日	平成18年7月18日
権利確定前(株)		
期首	1,140,000	330,000
付与	0	0
失効	120,000	30,000
権利確定	0	0
権利未確定残	1,020,000	300,000
権利確定後(株)		
期首		
権利確定		
権利行使		
失効		
権利未行使残		

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与日	平成19年7月27日	平成20年3月31日
権利確定前(株)		
期首	4,140,000	30,000
付与	0	0
失効	530,000	0
権利確定	0	0
権利未確定残	3,610,000	30,000
権利確定後(株)		
期首		
権利確定		
権利行使		
失効		
権利未行使残		

(注) 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

## 単価情報

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8 月31日	平成16年 8 月31日
権利行使価格(円) (注) 1	15,823(分割後159)	同左
付与日における公正な評価単価(円) (注) 2、3		

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1 月11日、平成17年 1 月28日 平成17年 5 月24日、平成17年 6 月22日	平成18年 2 月14日
権利行使価格(円) (注) 1	15,823(分割後159)	17,666(分割後177)
付与日における公正な評価単価(円) (注) 2、3		

	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年 4 月28日	平成18年 7 月18日
権利行使価格(円) (注) 1	19,981(分割後200)	同左
付与日における公正な評価単価(円) (注) 2、3		0

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与日	平成19年 7 月27日	平成20年 3 月31日
権利行使価格(円) (注) 1	450	同左
付与日における公正な評価単価(円) (注) 2、3	0	0

(注) 1 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。

- 平成16年度ストックオプション(1)(2)(3)、平成17年度ストックオプション及び平成18年度ストックオプションのうち平成18年4月28日付与ストックオプションについては、会社法の施行日前に付与されたストックオプションであるため、記載しておりません。
- 平成18年度ストックオプションのうち平成18年7月18日付与ストックオプション、平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)については、公正な評価単価に代え、本源的価値（DCF法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。
- ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額  
当事業年度末における本源的価値の合計額 169百万円

## (税効果会計関係)

第49期 (平成20年3月31日)	第50期 (平成21年3月31日)
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <p>繰延税金資産(流動)</p> <p>賞与引当金繰入超過額 1,161</p> <p>未払事業税 551</p> <p>その他 188</p> <hr/> <p style="text-align: right;">1,901</p> <p>繰延税金資産(固定)</p> <p>退職給付引当金超過額 254</p> <p>子会社投資損失引当金 234</p> <p>その他 240</p> <hr/> <p style="text-align: right;">729</p> <p>繰延税金資産合計 2,630</p> <p>繰延税金負債(固定)</p> <p>その他有価証券評価差額金 68</p> <hr/> <p>繰延税金負債合計 68</p> <p>繰延税金資産の純額 2,562</p>	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <p>繰延税金資産(流動)</p> <p>賞与引当金繰入超過額 895</p> <p>その他 182</p> <hr/> <p style="text-align: right;">1,078</p> <p>繰延税金資産(固定)</p> <p>投資有価証券等評価損 171</p> <p>関係会社株式評価損 185</p> <p>退職給付引当金超過額 249</p> <p>子会社投資損失引当金 234</p> <p>固定資産減価償却超過額 215</p> <p>その他 162</p> <hr/> <p style="text-align: right;">1,218</p> <p>繰延税金資産合計 2,297</p> <p>繰延税金負債(流動)</p> <p>事業税中間納付還付予定額 216</p> <hr/> <p>繰延税金負債合計 216</p> <p>繰延税金資産の純額 2,080</p>
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。</p>	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率 40.6%</p> <p>(調整)</p> <p>交際費等永久に損金に算入されない項目 3.6%</p> <p>外国税額控除の影響額等 11.0%</p> <hr/> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 33.2%</p>



## ( 関連当事者情報 )

第49期(自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)

## ( 追加情報 )

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(平成18年10月17日 企業会計基準委員会 企業会計基準第11号)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(平成18年10月17日 企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第13号)を早期に適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に加えて、親会社又は重要な関連会社に関する注記が開示対象に追加されております。

## 1 関連当事者との取引

## (1) 関連当事者の取引

## (ア) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	日興コーディアル証券株式会社	東京都千代田区	100,000	証券業	なし	投資信託受益証券の募集販売	信託約款に定める受益者に対する収益分配金及び償還金の支払委託に係る代行手数料の支払(注1)	19,162	未払手数料	2,977

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、未払手数料の期末残高には消費税等が含まれております。

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち委託者報酬分を、市場価格を勘案し両者協議の上配分を合理的に決定しております。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

Citigroup Inc.(ニューヨーク証券取引所等に上場)  
シティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社  
株式会社日興コーディアルグループ

(注) 平成20年5月1日、シティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社と株式会社日興コーディアルグループは合併し、日興シティホールディングス株式会社に名称変更しております。

## (2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下の通りであります。なお、下記数値は平成19年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	8,817百万円
負債合計	2,727百万円
純資産合計	6,090百万円
営業収益	13,173百万円
税引前当期純利益	5,719百万円
当期純利益	4,873百万円

第50期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

## 1 関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

## (ア) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	日興コーディアル証券株式会社	東京都千代田区	100,000	証券業	なし	投資信託受益証券の募集販売	信託約款に定める受益者に対する収益分配金及び償還金の支払委託に係る代行手数料の支払(注1)	13,541	未払手数料	1,406

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、未払手数料の期末残高には消費税等が含まれております。

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち委託者報酬分を、市場価格を勘案し両者協議の上配分を合理的に決定しております。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

Citigroup Inc.(ニューヨーク証券取引所等に上場)  
日興シティホールディングス株式会社

## (2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情

報は以下の通りであります。なお、下記数値は平成20年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	6,747百万円
負債合計	1,977百万円
純資産合計	4,769百万円
営業収益	10,700百万円
税引前当期純利益	3,968百万円
当期純利益	3,255百万円

（1株当たり情報）

第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	229円33銭	1株当たり純資産額	222円93銭
1株当たり当期純利益	43円54銭	1株当たり当期純利益	9円16銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。	

（注）算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	第49期 (平成20年3月31日)	第50期 (平成21年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額（百万円）	-	41,246
普通株式に係る純資産額（百万円）	-	41,246
差額の主な内訳（百万円）		
新株予約権	-	-
普通株式の発行済株式数（千株）	-	185,013
普通株式の自己株式数（千株）	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（千株）	-	185,013

（注）当事業年度より、1株当たり純資産額の算定上の基礎を記載しております。

## 2 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

項目	第49期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第50期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
当期純利益(百万円)	8,012	1,693
普通株式に係る当期純利益(百万円)	8,012	1,693
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式の期中平均株式数(千株)	184,023	184,790
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成16年度ストックオプション(1) 6,000,000株、平成16年度ストックオプション(2) 6,000,000株、平成16年度ストックオプション(3) 6,000,000株、平成17年度ストックオプション3,140,000株、平成18年度ストックオプション1,470,000株、平成19年度ストックオプション(1) 4,140,000株、平成19年度ストックオプション(2) 30,000株。	平成16年度ストックオプション(1) 6,000,000株、平成16年度ストックオプション(2) 6,000,000株、平成16年度ストックオプション(3) 5,330,000株、平成17年度ストックオプション2,840,000株、平成18年度ストックオプション1,320,000株、平成19年度ストックオプション(1) 3,610,000株、平成19年度ストックオプション(2) 30,000株。

## (重要な後発事象)

第49期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

## 1 新株発行に対する払込

当社は、平成20年6月9日開催の定時株主総会及び同日開催の取締役会にて、965,000株の第三者割当による当社普通株式の発行を決議いたしました。決済金額は期日に払込まれております。

割当先	日興アセットマネジメント社員持株会
発行価額	1株につき金239円
資本組入額	1株につき金119円50銭
払込期日	平成20年6月23日

第50期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

## 1 投資有価証券の繰上償還

当社が投資有価証券として保有しているグローバルコレクション(隔月分配型)(121百万円 当事業年度末現在)が平成21年5月14日に繰上償還されることを、平成21年5月11日に金融庁に届出ております。

1. 当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
  
2. 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第51期中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

## 中間財務諸表等

## ( 1 ) 中間貸借対照表

( 単位：百万円 )

第51期中間会計期間末  
(平成21年9月30日現在)

## 資産の部

## 流動資産

現金及び預金	21,422	
未収委託者報酬	6,134	
未収収益	900	
立替金	1,211	
繰延税金資産	973	
その他	2	450
流動資産合計	31,093	

## 固定資産

有形固定資産	1	497
無形固定資産	81	
投資その他の資産		
投資有価証券	11,054	
関係会社株式	7,719	
長期差入保証金	1,044	
繰延税金資産	1,080	
その他	60	
子会社投資損失引当金	576	
投資その他の資産合計	20,382	
固定資産合計	20,961	
資産合計	52,054	

(単位：百万円)

第51期中間会計期間末  
(平成21年9月30日現在)

## 負債の部

## 流動負債

未払金	3,389
未払費用	4,148
未払法人税等	598
未払消費税等	123
賞与引当金	1,336
役員賞与引当金	110
その他	230
流動負債合計	9,937

## 固定負債

退職給付引当金	678
その他	102
固定負債合計	781

負債合計	10,718
------	--------

## 純資産の部

## 株主資本

資本金	16,403
資本剰余金	
資本準備金	4,272
その他資本剰余金	4
資本剰余金合計	4,277

## 利益剰余金

その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	20,576
利益剰余金合計	20,576

株主資本合計	41,256
--------	--------

## 評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	79
評価・換算差額等合計	79

純資産合計	41,335
-------	--------

負債純資産合計	52,054
---------	--------

## ( 2 ) 中間損益計算書

( 単位 : 百万円 )

		第51期中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	
<hr/>			
営業収益			
委託者報酬			24,168
その他営業収益			1,347
営業収益合計			<hr/> 25,515
営業費用及び一般管理費	1		24,429
営業利益			<hr/> 1,085
営業外収益	2		855
営業外費用	3		307
経常利益			<hr/> 1,633
特別利益	4		1
特別損失	5		41
税引前中間純利益			<hr/> 1,593
法人税、住民税及び事業税			573
法人税等調整額			46
中間純利益			<hr/> <hr/> 1,065



## ( 3 ) 中間株主資本等変動計算書

( 単位：百万円 )

		第51期中間会計期間 ( 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日 )
株主資本		
資本金		
前期末残高		16,403
当中間期末残高		<u>16,403</u>
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高		4,272
当中間期末残高		<u>4,272</u>
その他資本剰余金		
前期末残高		4
当中間期末残高		<u>4</u>
資本剰余金合計		
前期末残高		4,277
当中間期末残高		<u>4,277</u>
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高		20,593
当中間期変動額		
剰余金の配当		1,082
中間純利益		<u>1,065</u>
当中間期変動額合計		<u>16</u>
当中間期末残高		<u>20,576</u>
利益剰余金合計		
前期末残高		20,593
当中間期変動額		
剰余金の配当		1,082
中間純利益		<u>1,065</u>
当中間期変動額合計		<u>16</u>
当中間期末残高		<u>20,576</u>
株主資本合計		
前期末残高		41,273
当中間期変動額		
剰余金の配当		1,082
中間純利益		<u>1,065</u>
当中間期変動額合計		<u>16</u>
当中間期末残高		<u>41,256</u>
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高		26
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）		<u>106</u>
当中間期変動額合計		<u>106</u>
当中間期末残高		<u>79</u>

評価・換算差額等合計	
前期末残高	26
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	<u>106</u>
当中間期変動額合計	<u>106</u>
当中間期末残高	<u>79</u>
純資産合計	
前期末残高	41,246
当中間期変動額	
剰余金の配当	1,082
中間純利益	1,065
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	<u>106</u>
当中間期変動額合計	<u>89</u>
当中間期末残高	<u>41,335</u>

## 中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	第51期中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法</p> <p>其他有価証券 時価のあるもの 中間決算末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、 売却原価は、総平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 総平均法による原価法</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。但し、ソフトウェア (自社利用分)については、社内における利用可 能期間(5年)に基づく定額法によっておりま す。</p>
3 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支 給見込額に基づき、当中間会計期間負担額を計上 しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支給 見込額に基づき、当中間会計期間負担額を計上し ております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末 における退職給付債務及び年金資産の見込額に 基づき、当中間会計期間末において発生している と認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時にお ける従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年 数(10年)で按分した額をそれぞれ発生の翌事 業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 子会社投資損失引当金 子会社株式の実質価額の低下による損失に備 えて、純資産価額等を勘案して必要と認められる 額を計上しております。</p>
4 その他中間財務諸表作成のため の基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理について 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式に よっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期 間の費用として処理しております。</p>

## 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

第51期中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)
該当事項はありません。

## 注記事項

## ( 中間貸借対照表関係 )

第51期中間会計期間末 (平成21年 9月30日現在)
1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,292百万円
2. 信託資産 その他流動資産のうち30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、日興シティ信託銀行株式会社に信託しております。
3. 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Limited がロンドンウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務49百万円に対して保証を行っております。

## ( 中間損益計算書関係 )

第51期中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	163 百万円
無形固定資産	14 百万円
2 営業外収益のうち主要なもの	
受取利息	0 百万円
受取配当金	713 百万円
時効成立分配金・償還金	15 百万円
有価証券償還益	13 百万円
中間納付法人税等還付加算金	110 百万円
3 営業外費用のうち主要なもの	
支払利息	5 百万円
時効成立後支払分配金・償還金	46 百万円
弁護士報酬等	30 百万円
為替差損	60 百万円
支払源泉所得税	71 百万円
4 特別利益のうち主要なもの	
投資有価証券売却益	1 百万円
5 特別損失のうち主要なもの	
投資有価証券売却損	12 百万円
割増退職金	28 百万円

## （中間株主資本等変動計算書関係）

第51期中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

## 1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	185,012,500			185,012,500

## 2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

## 3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計 期間末残高 (百万円)
		前事業年度末	当中間会計期 間増加	当中間会計期 間減少	当中間会計期間 末	
平成16年度ストックオプション (1)	普通株式	6,000,000	-	-	6,000,000	-
平成16年度ストックオプション (2)	普通株式	6,000,000	-	-	6,000,000	-
平成16年度ストックオプション (3)	普通株式	5,330,000	-	90,000	5,240,000	-
平成17年度ストックオプション	普通株式	2,840,000	-	160,000	2,680,000	-
平成18年度ストックオプション	普通株式	1,320,000	-	-	1,320,000	-
平成19年度ストックオプション (1)	普通株式	3,610,000	-	40,000	3,570,000	-
平成19年度ストックオプション (2)	普通株式	30,000	-	-	30,000	-
合計		25,130,000	-	290,000	24,840,000	-

(注) 1. 平成16年度ストックオプション(1)及び平成16年度ストックオプション(2)は、権利行使期間の初日が到来しております。

2. 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション、平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション及び平成19年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の消滅によるものであります。

## 4 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月30日 取締役会	普通株式	1,082	5.85	平成21年3月31日	平成21年6月30日

## (2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

## (リース取引関係)

第51期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	該当事項はありません。
2. オペレーティング・リース取引	
未経過リース料	
1年内	906 百万円
1年超	488 百万円
合計	1,395 百万円

## (有価証券関係)

第51期中間会計期間末（平成21年9月30日現在）

## 1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
株式	7	18	11
その他	10,765	10,888	122
合計	10,772	10,906	134

(注) 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期間末においては該当ございません。

## 2 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区 分	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	500	669	168
合 計	500	669	168

## 3 時価評価されていない主な有価証券の内容

区 分	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	3,748
関連会社株式	2,892
その他有価証券	
非上場株式	97
その他	50

## ( 持分法損益等 )

第51期中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等	( 単位 : 百万円 )
( 1 ) 関連会社に対する投資の金額	2,892
( 2 ) 持分法を適用した場合の投資の金額	4,307
( 3 ) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	683

## ( ストックオプション等関係 )

第51期中間会計期間(自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)

該当事項はありません。

## ( 1 株当たり情報 )

第51期中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	
1株当たり純資産額	223円42銭
1株当たり中間純利益	5円75銭
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、新株予約権の残高はありますが、非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので希薄化効果を算定できないため、記載しておりません。</p>	

## (注) 算定上の基礎

## 1 1株当たり純資産額

項目	第51期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額 (百万円)	41,335
普通株式に係る純資産額(百万円)	41,335
差額の主な内訳(百万円) 新株予約権	-
普通株式の発行済株式数(千株)	185,013
普通株式の自己株式数(千株)	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(千株)	185,013

## 2 1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上の基礎

	第51期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
中間純利益(百万円)	1,065
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る中間純利益(百万円)	1,065
普通株式の期中平均株式数(千株)	185,013
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり中間純利益の算定に含まれな かった潜在株式の概要	平成16年度ストックオプション(1) 6,000,000株 平成16年度ストックオプション(2) 6,000,000株 平成16年度ストックオプション(3) 5,240,000株 平成17年度ストックオプション 2,680,000株 平成18年度ストックオプション 1,320,000株 平成19年度ストックオプション(1) 3,570,000株 平成19年度ストックオプション(2) 30,000株

## (重要な後発事象)

第51期中間会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

住友信託銀行株式会社は、平成21年10月1日に当社取締役から取得した新株予約権を同日行使しました。行使価額は同日払込まれ、当社は12,000,000株の当社普通株式を発行いたしました。

割当先	住友信託銀行株式会社
発行価額	1株につき金159円
資本組入額	1株につき金80円



#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

名称	資本金の額 (平成21年9月末現在)	事業の内容
中央三井アセット信託銀行株式会社	11,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

## &lt;再信託受託会社の概要&gt;

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成21年9月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

## (2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成21年9月末現在)	事業の内容
アーク証券株式会社	2,619百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡地証券株式会社	1,500百万円	
かざか証券株式会社	15,446百万円	
金十証券株式会社	1,045百万円	
光世証券株式会社	12,000百万円	
株式会社証券ジャパン	3,000百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
東武証券株式会社	420百万円	
東洋証券株式会社	13,494百万円	
成瀬証券株式会社	720百万円	
日興コーディアル証券株式会社	10,000百万円 (平成21年10月1日現在)	
八十二証券株式会社	800百万円	
浜銀TT証券株式会社	3,307百万円	
マネックス証券株式会社	7,425百万円	
三菱UFJ証券株式会社	65,518百万円	
水戸証券株式会社	12,272百万円	
武蔵証券株式会社	201百万円	

株式会社証券ジャパンおよびマネックス証券株式会社は、募集の取扱いを行いません。

## 2【関係業務の概要】

## (1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行いません。

## (2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行いません。

## 3【資本関係】

## (1) 受託会社

該当事項はありません。

## (2) 販売会社

該当事項はありません。

### 第3【その他】

- (1) 目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見書)」という名称を使用します。
- (2) 目論見書の表紙または表紙裏に、委託会社の名称、ファンドの基本的性格などを記載し、委託会社およびファンドのロゴ・マークを表示し、図案などを採用することがあります。
- (3) 目論見書の表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。  
投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではないこと。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とならないこと。  
投資信託は、元金および利回りが保証されているものではないこと。  
投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入されたお客様が負うこと。
- (4) 目論見書の裏表紙に、委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内などを記載することがあります。
- (5) 目論見書の巻末に「用語集」を記載します。
- (6) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」を要約し、「ファンドの概要」などとして、目論見書の冒頭に記載することがあります。
- (7) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (8) 目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (9) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。
- (10) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成20年5月27日

日興アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅  
業務執行社員指定社員 公認会計士 鳥飼 裕一  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている公社債投信4月号の平成19年4月20日から平成20年4月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、公社債投信4月号の平成20年4月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成21年5月28日

日興アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている公社債投信4月号の平成20年4月22日から平成21年4月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、公社債投信4月号の平成21年4月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月3日

日興アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている公社債投信4月号の平成20年4月22日から平成20年10月21日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、公社債投信4月号の平成20年10月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成20年4月22日から平成20年10月21日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月26日

日興アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## あらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴 司  
業務執行社員指定社員 公認会計士 和 田 涉  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている公社債投信4月号の平成21年4月21日から平成21年10月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、公社債投信4月号の平成21年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成21年4月21日から平成21年10月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月23日

日興アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅  
業務執行社員指定社員 公認会計士 鳥飼裕一  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。



独立監査人の監査報告書

平成21年6月19日

日興アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅  
業務執行社員指定社員 公認会計士 辻村和之  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月16日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 佐々木 貴 司

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 辻 村 和 之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第51期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。